



SDGs 未来都市

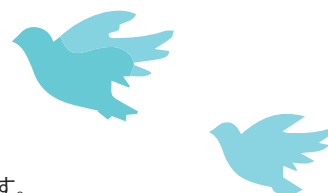
富田林

ACT FOR 2030

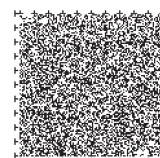
第7期富田林市障がい福祉計画 第3期富田林市障がい児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6年3月
富田林市



この冊子には、音声コード（ユニボイス）が貼付されています。



はじめに

富田林市では、平成 19（2007）年 3 月に「富田林市障がい福祉計画」を策定以来、これまで数次にわたる策定を重ねながら、障がいのある人の自立と社会参加に向けた支援に取り組んでまいりました。

この間、国においては平成 24（2012）年 10 月に「障害者虐待防止法」、平成 28（2016）年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されるとともに、以降も「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正等がなされ、障がい者を取り巻く環境はさまざまな面での充実が図られてまいりました。

しかしながら、障がいの重度化や団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」など、支援の必要性の高い障がい者の方が今後も増加するものと考えられます。

「スポーツ・文化芸術活動など、生活の質を上げるための活動」のほか、「就労や移動、情報取得等」におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインについても同様に、障がいのある方々にとって十分ではない部分もあり、「障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い ともに参加できるまち 富田林」の実現に向けては、まだまだ課題も残されております。

これらの状況を踏まえ、必要とされる障がい福祉サービスや地域生活支援事業が確実に提供されるよう、市民アンケートや関係団体へのヒアリングを実施するなどし、サービスの必要量の見込みや提供体制の確保を進めるため「第7期富田林市障がい福祉計画・第3期富田林市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

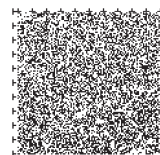
今後は、この計画を基本に、「地域共生社会」の実現に向けて、関係機関・団体・事業者などと連携し、計画の着実な推進に取り組むとともに、雇用促進施策の効果的な実施により、「障がい者千人雇用」も目指してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

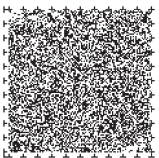
結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました富田林市障がい者施策推進協議会委員ならびに富田林市障がい者地域自立支援協議会委員の皆様、アンケート調査、ヒアリング調査にご協力いただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 6（2024）年 3 月



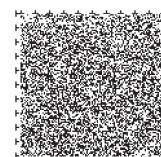
吉村 善美

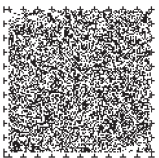




－ 目 次 －

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけと期間	4
3 計画の基本的な考え方	7
4 計画の策定体制	11
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	12
1 障がいのある人等の状況	12
2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の実施状況	18
3 市民の意識	36
4 今後の施策推進に向けた課題	57
第3章 第7期障がい福祉計画	60
1 計画の目標と実現に向けた取り組み	60
2 障がい福祉サービス等の見込量と提供方針	71
第4章 第3期障がい児福祉計画	90
1 計画の目標と実現に向けた取り組み	90
2 障がい児通所支援等の見込量と提供方針	93
第5章 計画の推進に向けて	95
1 計画の推進体制と進行管理	95
2 計画の推進に関連する事業	97
参考資料	100
1 策定体制	100
2 計画の策定経過	106
3 用語の解説	107





第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

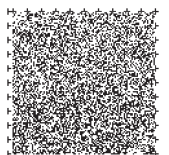
近年、障がいのある人の高齢化と障がいの重度化が進む中で、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

富田林市においては、幅広い分野の障がい福祉施策の基本的方向性を明確にした「障がい者計画」と、障がいのある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定めた「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」をそれぞれ策定し、「障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い ともに参加できるまち 富田林」を基本理念に、障がい福祉施策の推進及び障がい福祉サービス等の充実等を図ってきました。

国においては、障がいのある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。主なものを挙げると以下の通りとなります。

■障がい福祉政策（国）の動向（主なものを抜粋）

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（令和3（2021）年度）
医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等が規定されました。
- 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の改正（令和3（2021）年度）
努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化され、障がい者への差別の解消と理解促進に向けて更なる周知啓発や取り組みの促進が必要となりました。



○ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行
(令和3(2021)年度)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援(重層的支援体制の整備)について規定されました。

○ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の施行
(令和4(2022)年度)

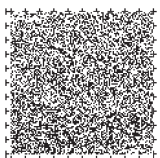
障がい者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、6分野にわたる基本的施策が示されました。

○ 障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)等の一括改正(令和6(2024)年4月施行予定)

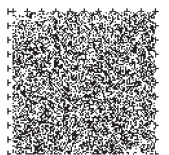
障害者総合支援法施行後3年の見直しにあたり、施設入所者の削減と地域生活に向けたグループホームへの重度障がい者を含めた受け入れ等の取り組みの一層の推進、地域生活支援拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方の見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障がい者のニーズ把握と支援体制の整備、障がい児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれました。

一方、社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障がいの重度化・重複化、8050問題を例とした障がいのある本人や家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化、親なき後の支援、医療的ケアの必要な子どもや発達障がいのある子どもに対する支援の充実、難病患者など様々な障がいのある人への対応の強化が求められています。

大阪府においては、令和3(2021)年度を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」(第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福祉計画を含む)が策定され、「すべての人間(ひと)が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」の基本理念のもとに、障がい福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けた各種取り組みの方向性が示されました。



このたび、前計画である「第6期富田林市障がい福祉計画・第2期富田林市障がい児福祉計画」（以下「前計画」という。）の計画期間が令和5（2023）年度をもって終了することから、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により「第7期富田林市障がい福祉計画・第3期富田林市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定し、障がい福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにしていきます。

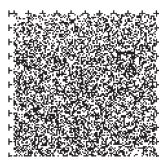
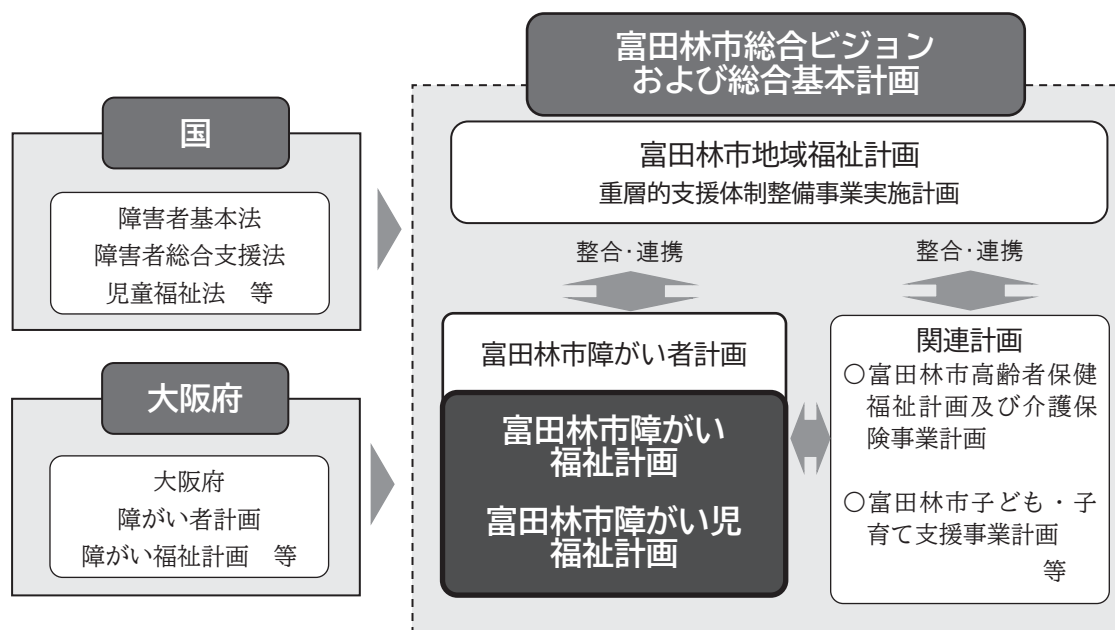


2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障がい福祉計画、「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画であり、本市のまちづくりの基本方針である「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」や「富田林市地域福祉計画（重層的支援体制整備事業実施計画を含む）」等の上位計画、および「富田林市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合性を図り策定します。そして、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが望ましいことから、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体のものとして策定します。

■富田林市の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の位置付け

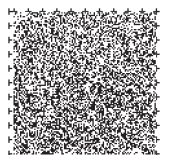


■富田林市の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の要点比較

	障がい福祉計画（第7期）	障がい児福祉計画（第3期）
根拠法令	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	令和6（2024）年度～令和8（2026）年度	
計画内容	○障がい福祉サービス並びに相談支援について、年度別、種類ごとの必要量の見込み（推計値）と確保の方策 ○地域生活支援事業について、各事業の実施の有無等に関する事項	○障がい児通所支援並びに相談支援について、年度別、種類ごとの必要量の見込み（推計値）と確保の方策

なお、本計画では、平成30(2018)年に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」を理念として、17のゴール（目標）と169のターゲットを設定した持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の実現を目指し、その中で関連する6つのゴールを設定します。

■SDGsの関連目標

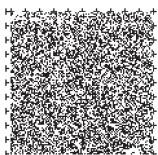


(2) 計画の期間

本計画は、国の基本指針により3年を1期として計画を策定することとされているため、計画期間を令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間として策定します。

■計画期間

年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画	第4次富田林市障がい者計画						第5次富田林市障がい者計画		
	第6期富田林市障がい福祉計画			第7期富田林市障がい福祉計画			第8期富田林市障がい福祉計画		
	第2期富田林市障がい児福祉計画			第3期富田林市障がい児福祉計画			第4期富田林市障がい児福祉計画		



3 計画の基本的な考え方

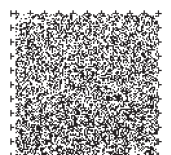
(1) 国・大阪府の基本的な考え方

障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画並びに児童福祉法に基づく障がい児福祉計画の策定に当たっては、国が「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号 最終改正：令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」（以下「基本指針」という。）を示しています。

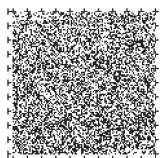
基本指針では、障がい者の地域における自立した生活と社会参加を促進するため、計画の実行により達成すべき「成果目標」を定め、その成果目標を達成するための「活動指標」として、障がい福祉サービス等の必要量の見込みを定めることとしています。

■障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本方針見直しの主なポイント

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・ 重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・ 強度行動障がい有者への支援体制の充実 ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・ 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記 ・ 都道府県は、医療計画との整合性に留意して計画を策定することを基本指針の本文に追記
③福祉施設から一般就労への移行等	・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等 ・ 就労選択支援の創設への対応 ・ 一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・ 地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取り組み

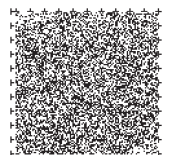


④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・地域におけるインクルージョンの推進 ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取り組みの推進 ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進
⑤発達障がい者等支援の一層の充実	・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進 ・発達障がい者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
⑥地域における相談支援体制の充実強化	・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの推進 ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化
⑦障がい者等に対する虐待の防止	・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧「地域共生社会」の実現に向けた取り組み	・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨障がい福祉サービスの質の確保	・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
⑩障がい福祉人材の確保・定着	・ICTやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定	・データに基づいた、地域における障がい福祉の状況の正確な把握 - 障がい児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握



⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進
-------------------------	-------------------------------

また、基本指針に基づき大阪府も「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」（以下「府の考え方」という。）を示しており、本計画は、基本指針及び府の考え方を踏まえた成果目標及び活動指標を設定し、その達成に向けた方策を定めます。

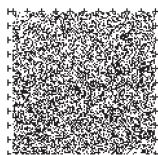


(2) 本市における障がい福祉施策の基本的な考え方

本計画は、上位計画である「第4次富田林市障がい者計画」の基本施策である「福祉サービスの充実」、「相談支援体制の充実」、「障がい児福祉サービスの充実」等の実施計画として位置付けられることから、上位計画と同様に「障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い ともに参加できるまち 富田林」を本計画の理念として位置付けます。

その実現に向けて、障がい者や難病患者等の自己決定を尊重することを基本に、その意思決定の支援にも配慮しながら、行政と事業者、関係機関・団体等との連携・協力により地域全体で支援していくことが重要であるとの認識に立って、分野横断的な「福祉なんでも相談窓口」や専門職による伴走支援等を行う「増進型地域福祉ネットワーク」、多機能協働の連携調整を担う「多機能協働事業」等の重層的支援体制の推進、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の充実や均てん化等、提供体制の整備を進めます。

**障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い
ともに参加できるまち 富田林**



4 計画の策定体制

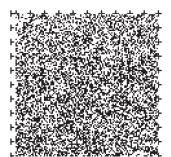
(1) 計画の審議機関

本計画は、障がい者の代表、障がい福祉に関する事業に従事する人、学識経験者、市議会議員代表、関係行政機関の職員等で構成する「富田林市障がい者施策推進協議会」において計画内容等についての審議を受け、その審議内容を踏まえて策定しました。

(2) 障がい者のニーズや提供体制の把握

本計画の策定にあたり、障がい福祉サービスの見込み量や、その確保の方策を検討するための基礎資料とするため、障がい者手帳所持者および障がい福祉サービス支給決定者を対象としたアンケート調査を実施しました。

また、障害者総合支援法に基づき設置され、地域の社会資源の開発等について検討を行うなどする「富田林市障がい者地域自立支援協議会」への意見聴取の他、広く市民の意見を求めるためパブリックコメントを実施しました。



第2章 障がいのある人等を取り巻く状況

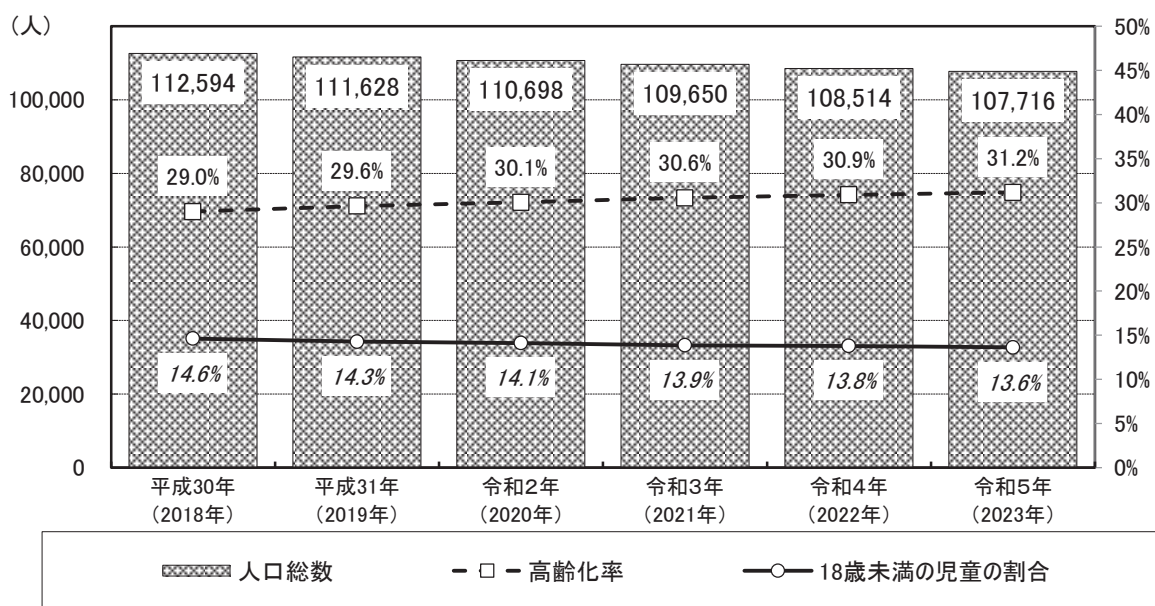
1 障がいのある人等の状況

(1) 総人口と高齢化等の状況

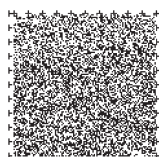
富田林市の人口総数は、令和5(2023)年3月末現在107,716人で、人口減少傾向にあります。

年齢別人口構成については、令和5(2023)年3月末現在、65歳以上の高齢者の割合が31.2%、18歳未満の児童の割合が13.6%となっています。

■人口総数と年齢別構成の推移



※住民基本台帳人口（各年3月末現在）



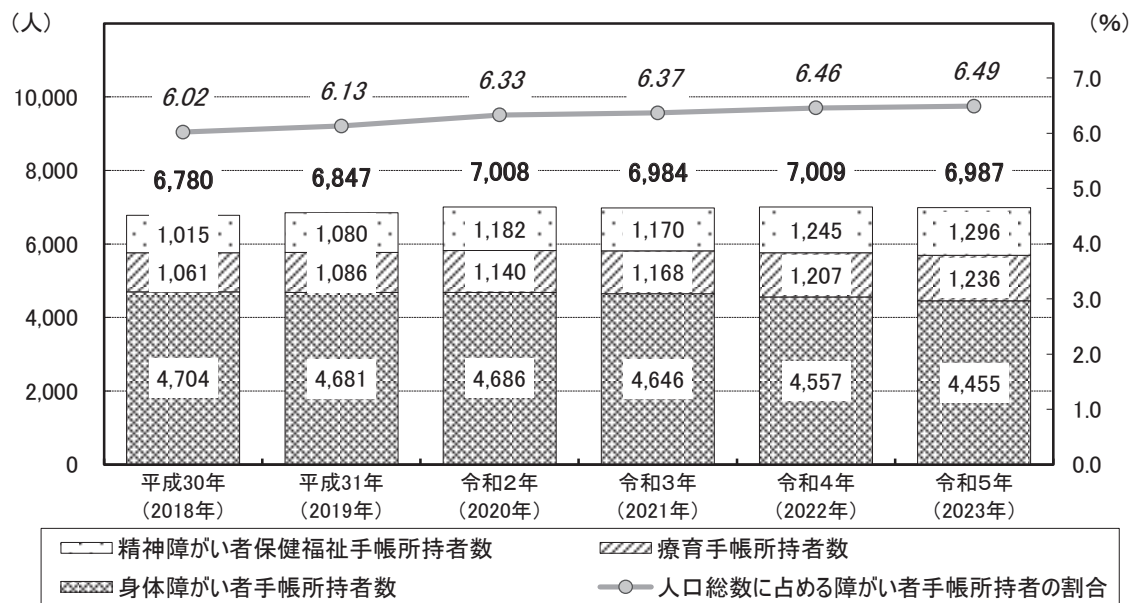
(2) 障がいのある人等の状況

① 障がいのある人の数

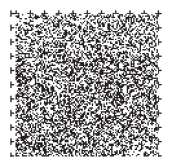
障がいのある人のうち、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和5(2023)年3月末現在で6,987人（重複所持者を含む）と横ばい状況が続いており、人口総数に占める障がい者手帳所持者の割合は6.49%となっています。

これに対し、全国の障がい者手帳所持者数の合計は令和4(2022)年4月1日現在7,386,621人（重複分を含む）で、我が国の総人口の5.92%となり、本市は全国平均より多くの障がいのある人が暮らすまちであると言えます。

■各障がい者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在



② 身体障がいのある人

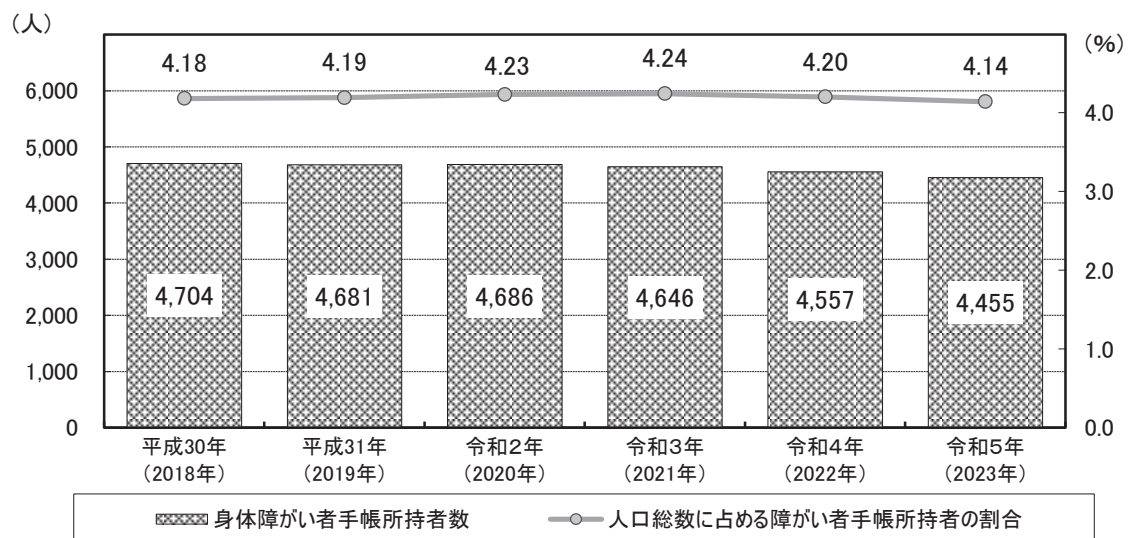
身体障がい者手帳所持者数は、令和5(2023)年3月末現在で4,455人となっており、緩やかに減少しています。また、障がいの種類別にみると、肢体不自由、内部障がいの順で多く見られます。

■障がい区分別・年齢別身体障がい者手帳所持者数

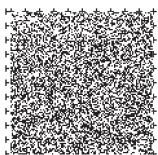
単位：人	総 数	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく 機能障がい	肢体 不自由	内部障がい
平成30年(2018年)	4,704	277	395	68	2,762	1,202
平成31年(2019年)	4,681	267	405	67	2,753	1,189
令和2年(2020年)	4,686	266	411	71	2,724	1,214
令和3年(2021年)	4,646	269	420	69	2,673	1,215
令和4年(2022年)	4,557	271	424	59	2,590	1,213
令和5年(2023年)	4,455	263	427	57	2,500	1,208

※各年3月末現在

■身体障がい者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在



③ 知的障がいのある人

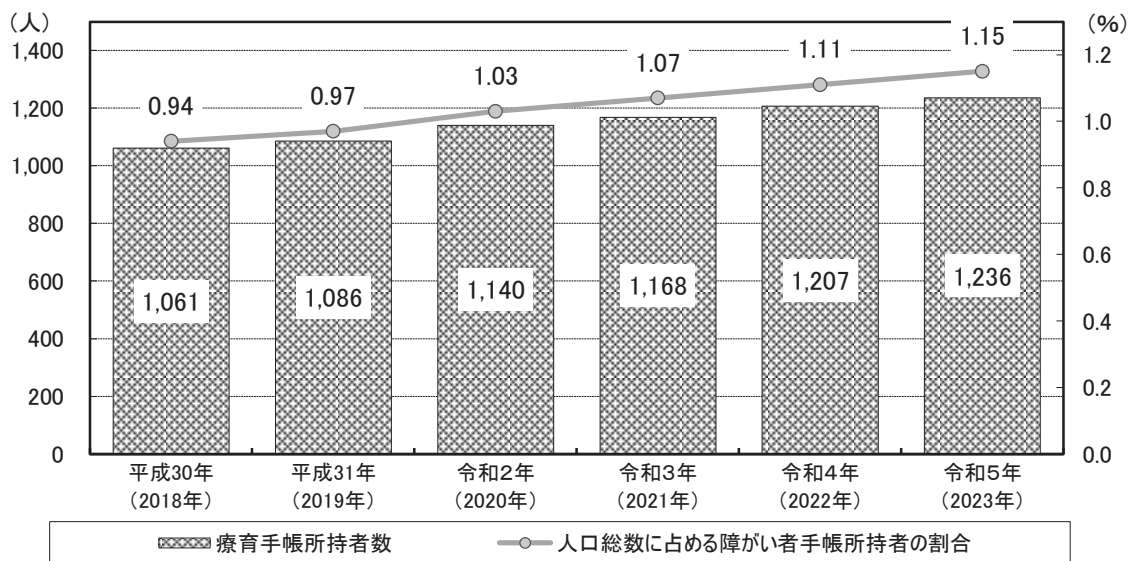
療育手帳所持者数は、令和5(2023)年3月末現在で1,236人と増加傾向にあります。障がい程度別では、重度であるAが全体の41.1%を占めて多く、各等級とも近年増加しています。

■等級別・年齢別療育手帳所持者数

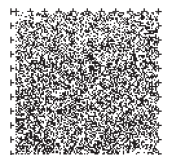
単位：人	総数	A	B 1	B 2
平成30年(2018年)	1,061	456	214	391
平成31年(2019年)	1,086	474	217	395
令和2年(2020年)	1,140	482	230	428
令和3年(2021年)	1,168	490	227	451
令和4年(2022年)	1,207	497	240	470
令和5年(2023年)	1,236	508	250	478

※各年3月末現在

■療育手帳所持者数の推移



※各年3月末現在



④ 精神障がいのある人

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、令和5(2023)年3月末現在で1,296人と増加傾向にあります。障がい等級別にみると、2級、3級所持者が増加傾向にある一方、1級所持者は横ばい状況にあります。

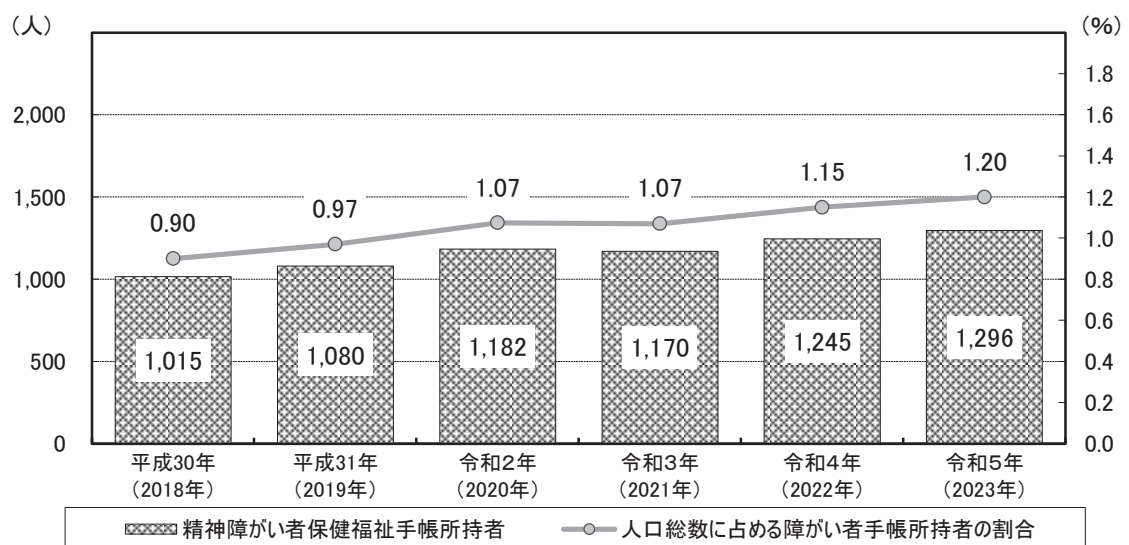
また、自立支援医療（精神通院）の受給者数は、令和5年(2023年)3月末現在で2,383人となっています。

■等級別・年齢別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

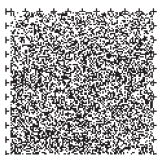
単位：人	総数	1級	2級	3級
平成30年(2018年)	1,015	94	644	277
平成31年(2019年)	1,080	85	659	336
令和2年(2020年)	1,182	88	703	391
令和3年(2021年)	1,170	81	684	405
令和4年(2022年)	1,245	90	728	427
令和5年(2023年)	1,296	82	753	461

※各年3月末現在

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



※各年3月末現在



■自立支援医療（精神通院）受給者数

単位：人	総数
平成30年(2018年)	1,999
平成31年(2019年)	2,071
令和2年(2020年)	2,145
令和3年(2021年)	2,180
令和4年(2022年)	2,320
令和5年(2023年)	2,383

※各年3月末現在

⑤ 障がい支援区分認定の実施状況

障害者総合支援法に基づく障がい支援区分認定の状況は、令和5(2023)年3月末現在で789人となっています。

■障がい支援区分認定の状況

【令和5年(2023年)】

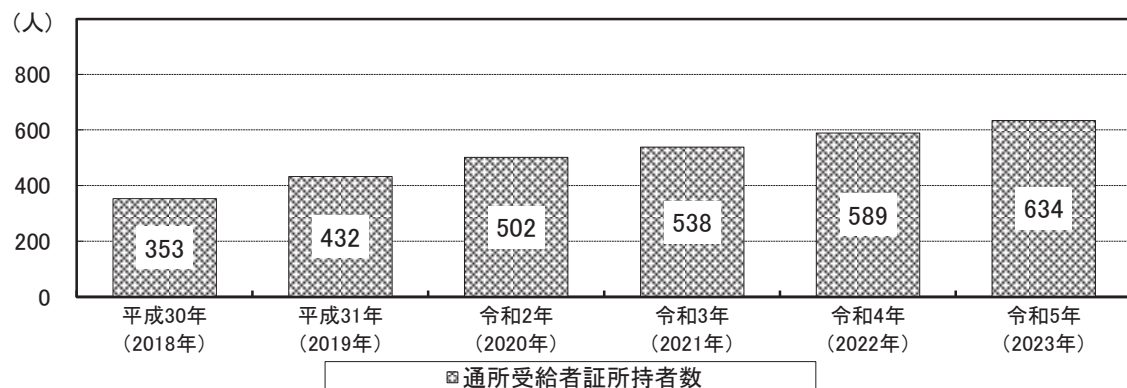
単位：人	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	789	15	155	165	110	105	239
身体障がい者	207	5	13	27	23	28	111
知的障がい者	398	8	50	70	75	72	123
精神障がい者	179	2	91	66	12	5	3
難病患者	5	0	1	2	0	0	2

※3月末現在

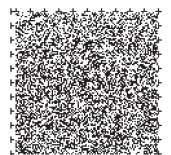
⑥ 障がい児通所受給者証所持者数

通所受給者証所持者数の推移の状況は年々増加を続け、令和5(2023)年3月末現在で634人と、増加傾向にあります。

■通所受給者証所持者数の推移



※各年3月末現在



2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の実施状況

前計画である第6期富田林市障がい福祉計画・第2期富田林市障がい児福祉計画で掲げた成果目標と令和4(2022)年度の実績については、次のとおりです。

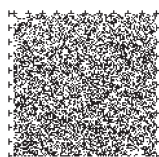
(1) 成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活移行者数は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの累計目標人数7人に対して、令和4(2022)年度末時点の実績で4人と、目標を下回る見込みです。

施設入所者数については、令和5(2023)年度末時点の目標人数103人に対して、令和4(2022)年度末時点の実績値は106人と3名増加しており、目標値を下回る見込みです。

	目標値	実績
地域生活への移行者数	7人	4人
福祉施設入所者の削減数 (令和元(2019)年度末実績105人との比較)	2人	▲1人



② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における1年以上長期入院患者数は、令和5(2023)年度末の目標値の134人に対して、令和3(2021)年6月末実績で126人と、目標を達成する見込みです。

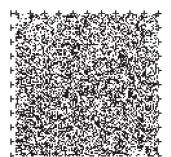
	目標値	実績
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	—
精神病床における1年以上長期入院患者数	134人	126人※
精神病床における早期退院率		
<精神病床入院後3か月時点退院率>	69%	—
<精神病床入院後6か月時点退院率>	86%	
<精神病床入院後1年時点退院率>	92%	

※大阪府提供データ（令和3(2021)年6月末日時点）

③ 地域生活支援拠点等有する機能の充実

地域生活支援拠点等の確保については、平成29(2017)年度から河内長野市及び大阪狭山市と共同で設置しており、機能の充実に向けた運営状況の検証および検討を令和4年度に年4回実施しており、目標を達成しています。

	目標値	実績
地域生活支援拠点等の確保	整備済	整備済
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年1回	年4回



④ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数は、令和5(2023)年度末時点の移行者数の目標値27人に対して、令和4(2022)年度末時点の実績で30人と目標値を上回っています。

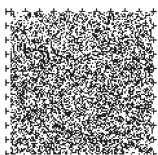
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、就労定着支援の利用者の割合は、令和5(2023)年度末時点での目標値7割に対して、令和4(2022)年度末の実績値は4.3割と目標値を下回っています。

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合は、令和5(2023)年度末時点の目標値7割に対し、令和4(2022)年度末時点の実績値5割と、目標値を下回っています。

就労継続支援B型事業所における工賃の平均額は、令和5(2023)年度末時点の目標値21,773円に対し、令和4(2022)年度末の実績値が14,220円と目標値を下回っています。

	目標値	実績
就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数(合計)	27人	30人※
<就労移行支援事業>	23人	11人※
<就労継続支援A型事業>	2人	9人※
<就労継続支援B型事業>	2人	10人※
就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率		
<就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合>	7割	4.3割※
<就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合>	7割	5割※
就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	21,773円	14,220円※

※大阪府提供データ(令和4(2022)年度)



⑤ 相談支援体制の充実・強化等

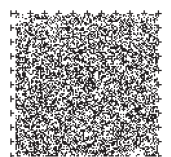
基幹相談支援センターの設置については、市内3圏域に設置しており、目標を達成しています。

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言については、実績値が目標値を下回っています。

人材育成の支援については、令和3(2021)年度の実績が目標値を下回っているものの、令和4(2022)年度の実績は目標値を上回っており、今後も上回る見込みです。

相談機関との連携強化の取り組みについても、実績値が目標値を大きく上回っています。

		目標値	実績
基幹相談支援センターの設置		設置済み	設置済み
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数	R3:108件 R4:108件 R5:108件	R3:56件 R4:37件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数	R3:12件 R4:12件 R5:12件	R3:4件 R4:23件
地域の相談機関との連携強化の取り組み	年間実施回数	R3:12回 R4:12回 R5:12回	R3:372回 R4:531回



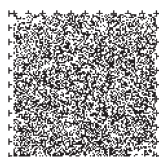
⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用については、令和3(2021)年度実績は目標値を上回っていますが、令和4(2022)年度実績は目標値を下回っています。

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、年1回の実施を行い、目標を達成しています。

障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有については、実績が目標値を下回っています。

		目標値	実績
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数	R3:4人 R4:4人 R5:4人	R3:5人 R4:2人
	体制の有無	有	有
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年間実施回数	R3:1回 R4:1回 R5:1回	R3:1回 R4:1回
	体制の有無	有	有
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	年間共有回数	R3:30回 R4:30回 R5:30回	R3:9回 R4:9回
	体制の有無	有	有



⑦ 障がい児支援の提供体制の整備等

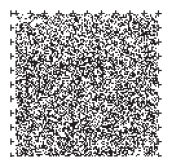
児童発達支援センターの設置については、南河内南圏域に2か所設置しており、目標を達成しています。

保育所等訪問支援については、令和5(2023)年度末時点の目標値の5か所に対し、実績値は4か所となっており、目標値を下回っています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、令和4(2022)年度末時点で児童発達支援2か所、放課後等デイサービス2か所と目標を達成しています。

医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、令和4(2022)年度末時点で、福祉関係6名、医療関係1名と目標を達成しています。

	目標値	実績
重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置	2か所	2か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	5か所	4か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 2か所	児童発達支援 2か所 放課後等デイサービス 2か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	福祉関係1名 医療関係1名	福祉関係6名 医療関係1名



(2) 障がい福祉サービスの実績値

① 訪問系サービス

(ア) 居宅介護

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	57人	1,037時間	57人	1,037時間	58人	1,056時間
	実績値	61人	1,065時間	58人	960時間	62人	1,041時間
知的障がい	計画値	39人	437時間	39人	437時間	39人	437時間
	実績値	46人	503時間	49人	586時間	49人	590時間
精神障がい	計画値	73人	796時間	75人	818時間	77人	839時間
	実績値	83人	1,031時間	91人	1,127時間	95人	1,131時間
障がい児	計画値	9人	109時間	9人	109時間	9人	109時間
	実績値	8人	152時間	6人	178時間	7人	182時間
合計	計画値	178人	2,379時間	180人	2,401時間	183人	2,441時間
	実績値	198人	2,751時間	204人	2,851時間	213人	2,944時間

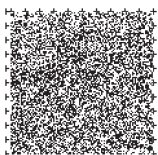
※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

(イ) 重度訪問介護

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	20人	2,302時間	20人	2,302時間	20人	2,302時間
	実績値	21人	3,644時間	22人	4,055時間	22人	4,121時間
知的障がい	計画値	1人	31時間	1人	31時間	1人	31時間
	実績値	0人	0時間	1人	24時間	2人	37時間
精神障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	21人	2,333時間	21人	2,333時間	21人	2,333時間
	実績値	21人	3,644時間	23人	4,079時間	24人	4,158時間

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値



(ウ) 同行援護

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	22人	442時間	22人	442時間	22人	442時間
	実績値	19人	202時間	19人	268時間	18人	271時間
知的障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
精神障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	22人	442時間	22人	442時間	22人	442時間
	実績値	19人	202時間	19人	268時間	18人	271時間

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

(エ) 行動援護

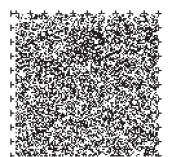
(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
知的障がい	計画値	6人	148時間	6人	148時間	6人	148時間
	実績値	7人	164時間	9人	282時間	9人	308時間
精神障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	2人	46時間	2人	46時間	2人	46時間
	実績値	1人	7時間	1人	12時間	1人	13時間
合計	計画値	8人	194時間	8人	194時間	8人	194時間
	実績値	8人	171時間	10人	294時間	10人	321時間

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

(オ) 重度障がい者等包括支援

実績はありませんでした。



② 短期入所サービス（ショートステイ）

（月あたり）

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	22人	143人日	22人	143人日	22人	143人日
	実績値	20人	155人日	22人	163人日	23人	187人日
知的障がい	計画値	40人	328人日	40人	328人日	40人	328人日
	実績値	24人	167人日	26人	206人日	27人	219人日
精神障がい	計画値	3人	17人日	3人	17人日	3人	17人日
	実績値	2人	15人日	2人	19人日	2人	23人日
障がい児	計画値	8人	34人日	8人	34人日	8人	34人日
	実績値	5人	18人日	7人	28人日	9人	29人日
合計	計画値	73人	522人日	73人	522人日	73人	522人日
	実績値	51人	355人日	57人	416人日	61人	458人日

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

③ 日中活動系サービス

（ア）生活介護

（月あたり）

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	94人	1,805人日	97人	1,862人日	101人	1,939人日
	実績値	97人	1,793人日	99人	1,896人日	97人	1,847人日
知的障がい	計画値	191人	3,954人日	193人	3,995人日	195人	4,037人日
	実績値	198人	4,012人日	201人	4,137人日	201人	4,191人日
精神障がい	計画値	6人	84人日	6人	84人日	7人	98人日
	実績値	8人	97人日	8人	97人日	8人	108人日
合計	計画値	291人	5,843人日	296人	5,941人日	303人	6,074人日
	実績値	303人	5,902人日	308人	6,130人日	306人	6,146人日

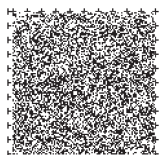
※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

（イ）療養介護

（月あたり）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
合計	計画値	26人	27人	29人
	実績値	25人	24人	24人

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値



(ウ) 自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型自立訓練を含む））

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	2人	34人日	2人	34人日	2人	34人日
	実績値	1人	18人日	0人	0人日	1人	14人日
知的障がい	計画値	4人	60人日	4人	60人日	4人	60人日
	実績値	3人	61人日	2人	33人日	3人	74人日
精神障がい	計画値	16人	282人日	19人	333人日	22人	384人日
	実績値	15人	265人日	7人	169人日	7人	136人日
合計	計画値	22人	376人日	25人	427人日	28人	478人日
	実績値	19人	344人日	9人	202人日	11人	224人日

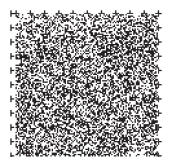
※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

(エ) 就労移行支援

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	1人	13人日	1人	13人日	1人	13人日
	実績値	1人	12人日	4人	62人日	5人	74人日
知的障がい	計画値	8人	143人日	8人	143人日	8人	143人日
	実績値	5人	62人日	6人	102人日	6人	97人日
精神障がい	計画値	25人	378人日	26人	393人日	27人	408人日
	実績値	19人	297人日	17人	223人日	24人	362人日
合計	計画値	34人	534人日	35人	549人日	36人	564人日
	実績値	25人	371人日	27人	387人日	35人	533人日

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値



(オ) 就労継続支援（A型）

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	19人	361人日	19人	361人日	19人	361人日
	実績値	15人	282人日	12人	234人日	11人	211人日
知的障がい	計画値	14人	260人日	14人	260人日	15人	279人日
	実績値	23人	422人日	25人	447人日	25人	450人日
精神障がい	計画値	29人	522人日	29人	522人日	29人	522人日
	実績値	37人	678人日	42人	762人日	51人	912人日
合計	計画値	62人	1,143人日	62人	1,143人日	63人	1,162人日
	実績値	75人	1,382人日	79人	1,443人日	87人	1,573人日

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

(カ) 就労継続支援（B型）

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	39人	597人日	43人	667人日	48人	736人日
	実績値	38人	587人日	44人	710人日	49人	834人日
知的障がい	計画値	131人	2,450人日	137人	2,562人日	143人	2,674人日
	実績値	131人	2,396人日	150人	2,858人日	160人	3,145人日
精神障がい	計画値	95人	1,397人日	103人	1,514人日	111人	1,632人日
	実績値	124人	1,899人日	156人	2,548人日	170人	2,732人日
合計	計画値	265人	4,444人日	283人	4,743人日	302人	5,042人日
	実績値	293人	4,882人日	350人	6,116人日	379人	6,711人日

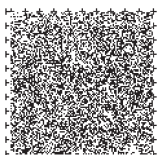
※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

(キ) 就労定着支援

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
知的障がい	計画値	7人	8人	10人
	実績値	4人	3人	3人
精神障がい	計画値	8人	10人	12人
	実績値	10人	13人	12人
合計	計画値	15人	18人	22人
	実績値	14人	16人	15人

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値



④ 居住系サービス

(ア) 共同生活援助（グループホーム）

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	25人	28人	32人
	実績値	21人	21人	22人
知的障がい	計画値	101人	104人	107人
	実績値	110人	119人	124人
精神障がい	計画値	20人	24人	28人
	実績値	24人	29人	29人
合計	計画値	146人	156人	167人
	実績値	155人	169人	175人

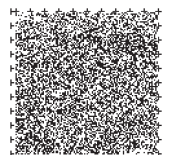
※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

(イ) 施設入所支援

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	35人	35人	34人
	実績値	37人	36人	35人
知的障がい	計画値	67人	66人	66人
	実績値	64人	66人	67人
精神障がい	計画値	2人	2人	2人
	実績値	1人	1人	1人
合計	計画値	104人	103人	102人
	実績値	102人	103人	103人

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

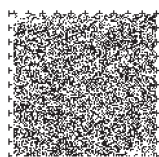


(ウ) 自立生活援助

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
知的障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
精神障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
合計	計画値	3人	3人	3人
	実績値	0人	0人	0人

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値



⑤ 相談支援

(ア) 計画相談支援

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	28人	28人	28人
	実績値	26人	26人	27人
知的障がい	計画値	73人	78人	84人
	実績値	79人	94人	95人
精神障がい	計画値	52人	56人	60人
	実績値	63人	69人	72人
障がい児	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
合計	計画値	153人	162人	172人
	実績値	168人	189人	194人

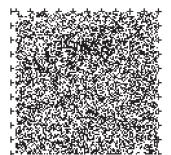
※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

(イ) 地域移行支援

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
知的障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
精神障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	1人	1人	1人
合計	計画値	3人	3人	3人
	実績値	1人	1人	1人

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値



(ウ) 地域定着支援

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
知的障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	1人	0人	0人
精神障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	1人	0人
合計	計画値	2人	2人	2人
	実績値	1人	1人	0人

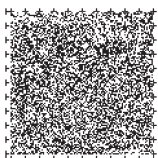
※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

⑥ 地域生活支援事業

(ア) 相談支援事業等

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
相談支援事業	基幹相談支援センター	設置有無	計画値	有	有
			実績値	有	有
	障がい者相談支援事業	箇所数	計画値	5か所	5か所
			実績値	6か所	6か所
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	計画値	有	有
			実績値	有	有
	住宅入居等支援事業	実施有無	計画値	有	有
			実績値	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	3人	3人	3人
		実績値	2人	3人	3人
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値



(イ) 意思疎通支援事業

●手話通訳者・要約筆記者派遣事業

(年あたり)

実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間
手話通訳者派遣 事業	計画値	509件	662時間	509件	662時間	509件	662時間
	実績値	502件	743時間	568件	846時間	509件	737時間
要約筆記者派遣 事業	計画値	15件	56時間	15件	56時間	15件	56時間
	実績値	12件	69時間	18件	131時間	14件	88時間

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

●手話通訳者設置事業、手話奉仕員養成研修事業

(年あたり)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置事業	設置者数	計画値	2人	2人	2人
		実績値	2人	2人	2人
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	計画値	25人	25人	25人
		実績値	0人	11人	20人

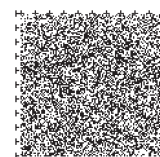
※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

(ウ) 日常生活用具給付等事業

(年間延件数)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	計画値	8件	8件	8件
	実績値	6件	10件	8件
自立生活支援用具	計画値	25件	25件	25件
	実績値	20件	8件	19件
在宅療養等支援用具	計画値	28件	28件	28件
	実績値	19件	23件	19件
情報・意思疎通支援用具	計画値	23件	23件	23件
	実績値	21件	15件	18件
排せつ管理支援用具	計画値	2,762件	2,762件	2,762件
	実績値	2,801件	2,822件	2,789件
住宅改修費	計画値	3件	3件	3件
	実績値	1件	1件	1件
合計	計画値	2,849件	2,849件	2,849件
	実績値	2,868件	2,879件	2,854件

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値



(工) 移動支援事業

(年あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	25人	3,135時間	25人	3,135時間	25人	3,135時間
	実績値	8人	1,452時間	10人	1,970時間	17人	2,752時間
知的障がい	計画値	149人	25,375時間	151人	25,715時間	154人	26,226時間
	実績値	114人	19,355時間	121人	22,288時間	146人	23,695時間
精神障がい	計画値	30人	3,759時間	31人	3,884時間	32人	4,010時間
	実績値	42人	4,992時間	45人	7,398時間	45人	5,946時間
障がい児	計画値	14人	2,299時間	14人	2,299時間	14人	2,299時間
	実績値	23人	2,789時間	22人	2,104時間	23人	2,517時間
合計	計画値	218人	34,568時間	221人	35,033時間	225人	35,670時間
	実績値	187人	28,588時間	198人	33,760時間	231人	34,910時間

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

(オ) 地域活動支援センター事業

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数
地域活動支援センター事業	計画値	2か所	30人	2か所	30人	2か所	30人
	実績値	2か所	30人	2か所	52人	2か所	44人

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

(カ) 訪問入浴サービス

(年あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		延べ人数	利用回数	延べ人数	利用回数	延べ人数	利用回数
訪問入浴サービス	計画値	47人	301回	47人	301回	47人	301回
	実績値	12人	93回	16人	110回	14人	102回

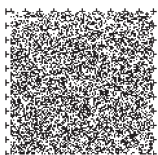
※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

(キ) 日中一時支援事業

(年あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		延べ利用日数	延べ利用日数	延べ利用日数
日中一時支援事業	計画値	310日	310日	310日
	実績値	412日	476日	448日

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値



(2) 障がい児通所支援等の実績値

① 障がい児通所支援

(月あたり)

実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	計画値	192人	1,574人日	216人	1,771人日	240人	1,968人日
	実績値	165人	1,301人日	189人	1,361人日	183人	1,276人日
医療型児童発達支援	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	実績値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
放課後等デイサービス	計画値	300人	3,780人日	322人	4,057人日	344人	4,334人日
	実績値	305人	3,860人日	339人	4,339人日	378人	4,918人日
保育所等訪問支援	計画値	31人	34回	36人	40回	41人	45回
	実績値	18人	23回	35人	45回	36人	47回
居宅訪問型児童発達支援	計画値	1人	1回	1人	1回	1人	1回
	実績値	—	0回	—	0回	—	0回

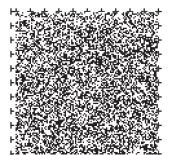
※令和5年度は、7月までの実績による見込み値

② 障がい児相談支援

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	計画値	33人	33人	33人
	実績値	49人	68人	87人

※令和5年度は、7月までの実績による見込み値



3 市民の意識

(1) 市民アンケート調査の主な結果

本計画の策定に向けて、障がいのある人や家族の状況、サービスの利用意向、福祉施策等に対する意見を把握し、今後の施策立案に必要な資料を得るために、アンケート調査を実施しました。

■調査の方法と回収状況、回答者の主な属性

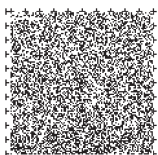
調査対象	市内に在住する障がい者手帳をお持ちの人、または障がい福祉サービスを利用している人の中から無作為に選んだ1,500人
調査方法	郵送による配付・回収、催告1回
調査期間	令和5年(2023年)7～8月
回収状況	配布数 1,500件／有効回答数 751件／有効回答率 50.1%
回答者の主な属性	回答者：本人（代筆含む） 63.5%、家族等支援者 31.0%、その他 0.9% 性別：男性 54.5%、女性 42.6%、回答したくない 1.9% 年齢：0～17歳 13.6%、18～39歳 30.5%、40～64歳 44.1%、65歳以上 4.7% 障がい支援区分認定：認定を受けている 38.0%、認定を受けていない 40.6% 障がい者手帳の所持状況：身体障がい者手帳 39.8%（視覚 2.7%、聴覚・平衡 3.5%、音声・言語 3.7%、肢体 23.0%、内部 7.2%）、療育手帳 46.5%、精神障がい者保健福祉手帳 27.7%、いずれの手帳も持っていない 1.7% その他、障がいに関わる状況：難病認定を受けている 7.3%、発達障がいと診断された 32.9%、高次脳機能障がいと診断された 5.5% 介助・支援の必要度：いつも介助や支援が必要 22.1%、場合によっては介助や支援が必要なものがある 43.7%、介助や支援は必要ない 30.1% 医療的ケア：受けている 8.1%、受けていない 87.7% ※無回答の表記は割愛

※アンケート調査結果の各設問の母数n (Number of caseの略)は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

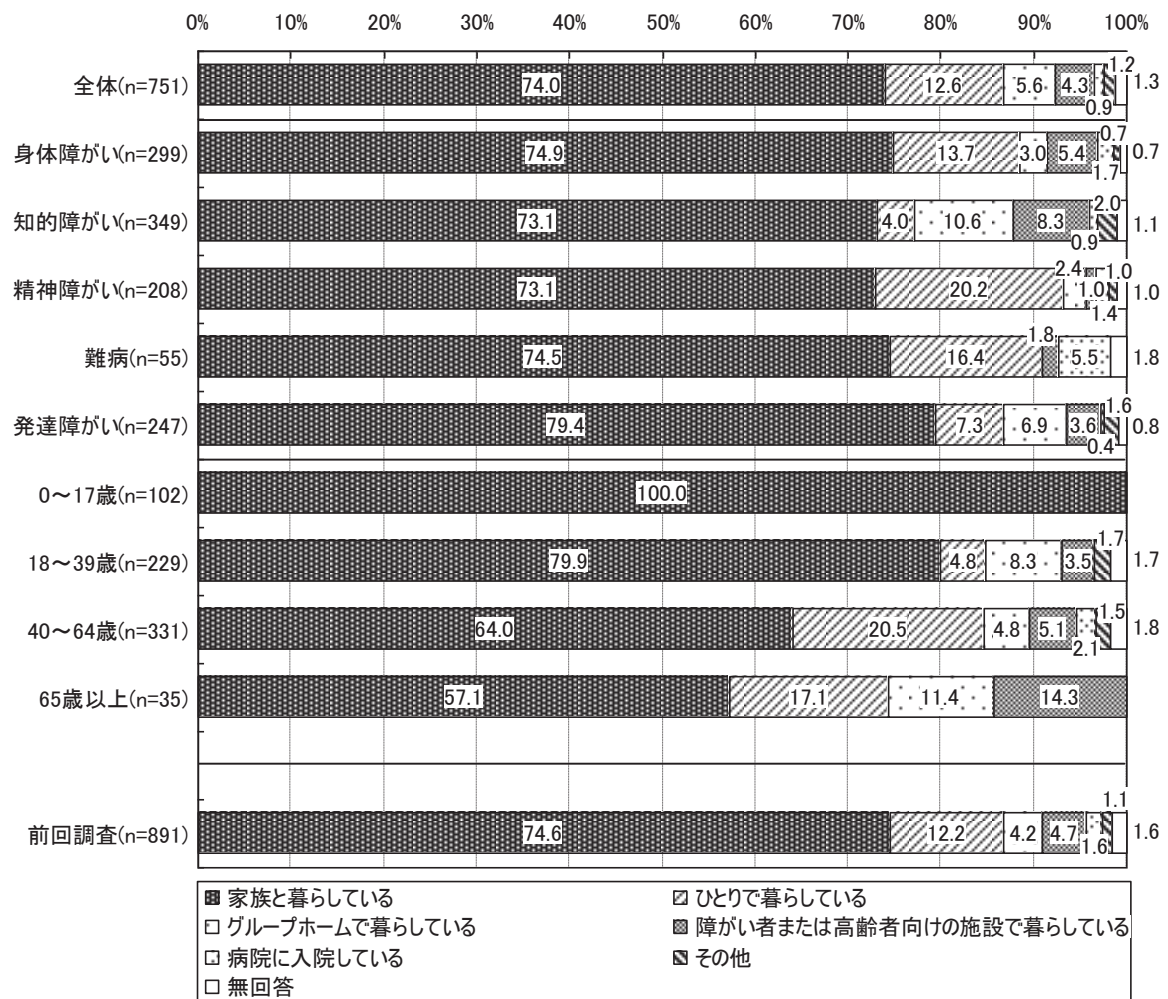
※グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は%です。

※属性別クロス集計のグラフ・集計表には、属性が無回答であったサンプルの集計結果を割愛しています。

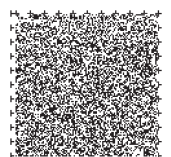


① 日ごろの生活や社会参加について

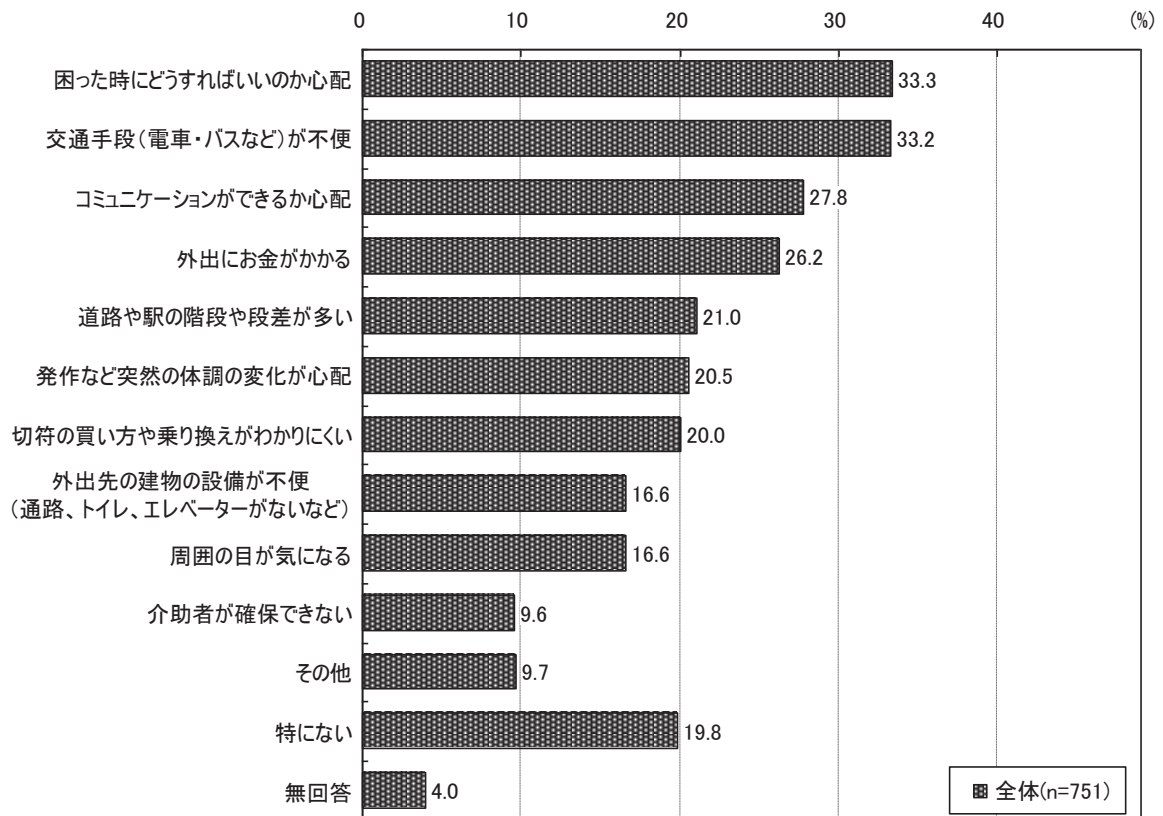
◆あなたは、今、どのように暮らしていますか。



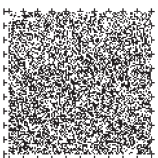
- ・「家族と暮らしている」が74.0%、「ひとりで暮らしている」が12.6%、「グループホームで暮らしている」が5.6%、「障がい者または高齢者向けの施設で暮らしている」が4.3%などとなっています。
- ・障がい種別ごとにみると、精神障がいでは「ひとりで暮らしている」が20.2%、知的障がいでは「グループホームで暮らしている」が10.6%とやや多くみられます。
- ・本人の年齢別にみると、年齢が高くなるほど「家族と暮らしている」と答える人が減る傾向にあります。



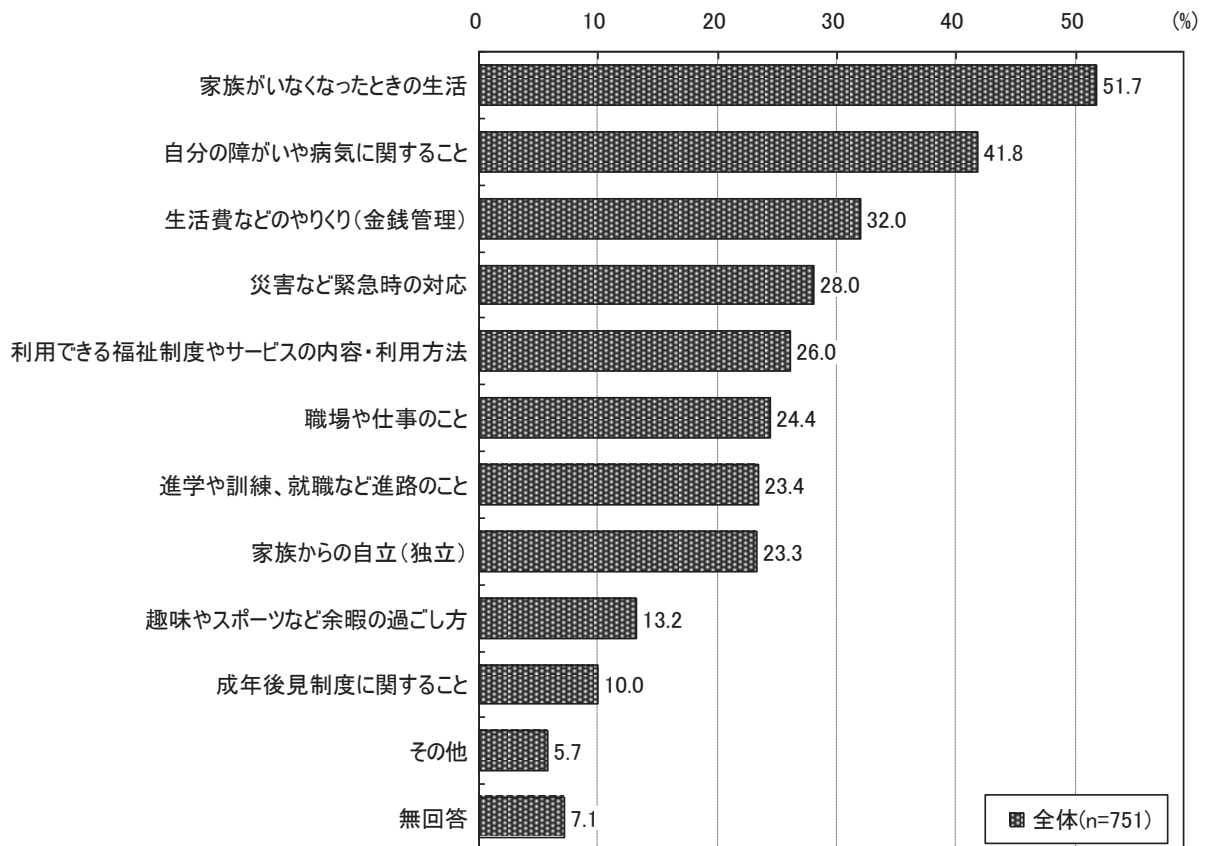
◆外出するときに困ることはありますか。



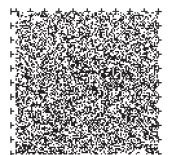
- ・「困った時にどうすればいいのか心配」が33.3%、「交通手段（電車・バスなど）が不便」が33.2%、「コミュニケーションができるか心配」が27.8%、「外出にお金がかかる」が26.2%「道路や駅の階段や段差が多い」が21.0%などとなっています。
- ・障がい種別ごとにみると、「困った時にどうすればいいのか心配」は発達障がいや知的障がいで、「外出にお金がかかる」は精神障がいで、「コミュニケーションができるか心配」は発達障がいや知的障がいで、「道路や駅の階段や段差が多い」は身体障がいや難病で、「発作など突然の体調の変化が心配」は精神障がいで、「切符の買い方や乗り換えがわかりにくい」は知的障がいで、それぞれ多くみられます。



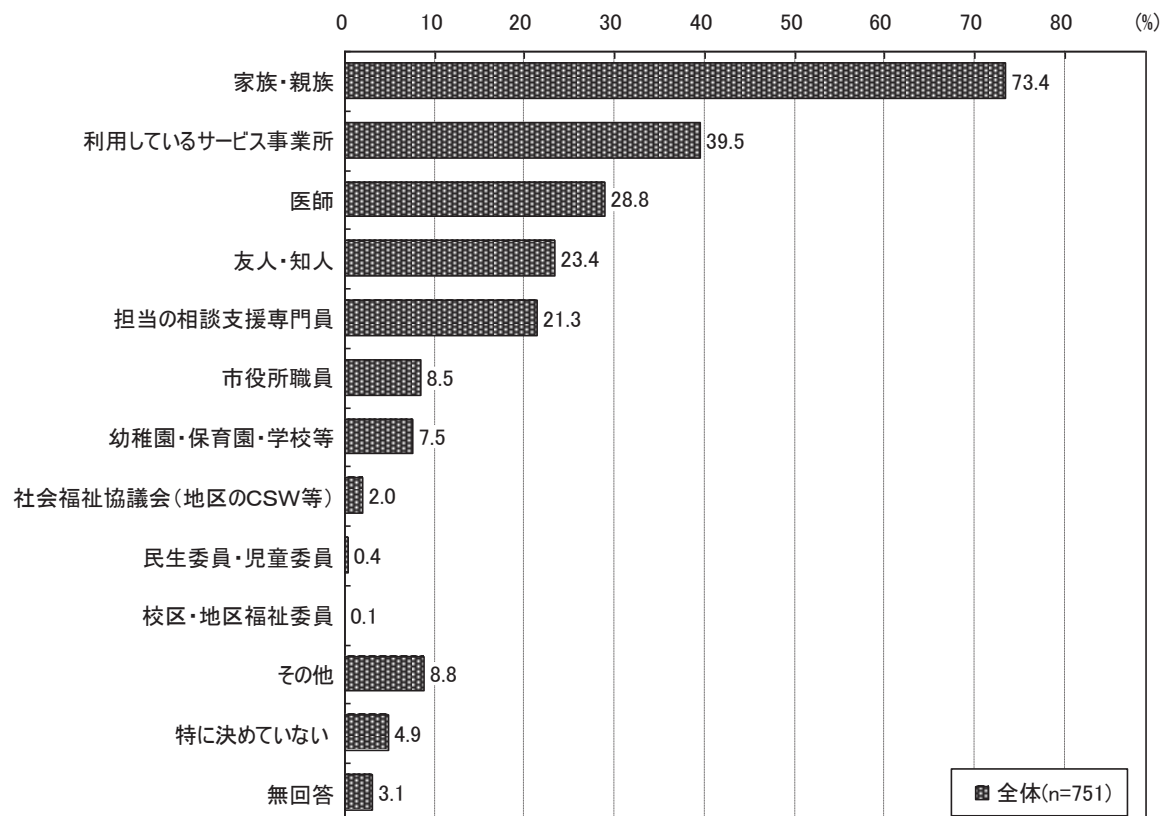
◆今、気にかかっていることはどのようなことですか。



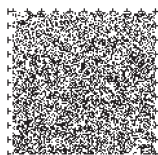
- ・「家族がいなくなったときの生活」が51.7%と最も多く、次いで「自分の障がいや病気に関すること」が41.8%、「生活費などのやりくり(金銭管理)」が32.0%、「災害など緊急時の対応」が28.0%、「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法」が26.0%などとなっています。
- ・障がい種別ごとにみると、「家族がいなくなったときの生活」は知的障がいで、「自分の障がいや病気に関すること」は精神障がいや難病で、「生活費などのやりくり(金銭管理)」は精神障がいで、それぞれ多くみられます。
- ・年齢別にみると、「家族がいなくなったときの生活」は18～39歳で62.0%、「災害など緊急時の対応」は65歳以上で42.9%、「進学や訓練、就職など進路のこと」(全体23.4%)は0～17歳で79.4%を占めています。



◆困りごとや不安に思っていることを相談するのはどなたですか。

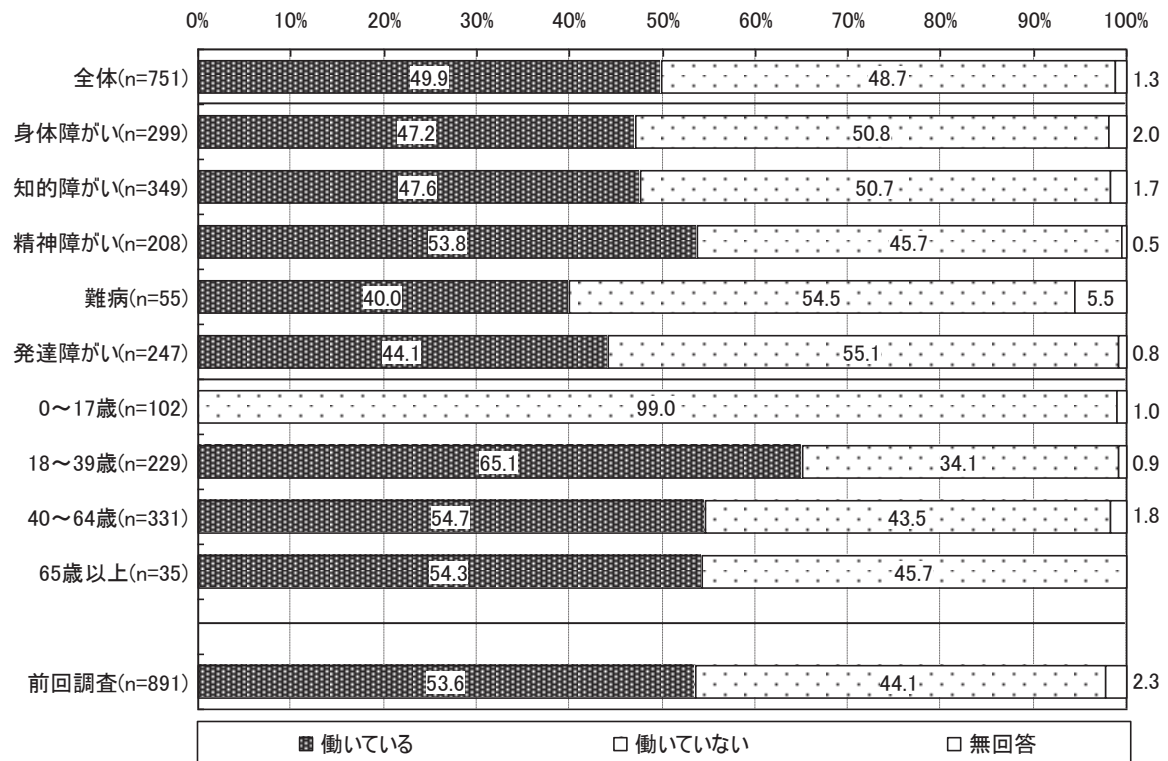


- ・「家族・親族」が73.4%と最も多く、次いで「利用しているサービス事業所」が39.5%、「医師」が28.8%、「友人・知人」が23.4%、「担当の相談支援専門員」が21.3%などとなっています。
- ・障がい種別ごとにみると、「利用しているサービス事業所」は発達障がいや知的障がいで、「医師」が精神障がいで、それぞれ多くみられます。
- ・年齢別にみると、0～17歳で「利用しているサービス事業所」が55.9%、「幼稚園・保育園・学校等」が52.0%となっています。

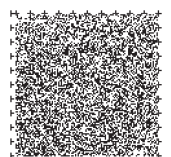


② 働くことについて

◆あなたは現在、働いていますか。



- ・「働いている」が49.9%、「働いていない」が48.7%と大きく二分されます。
- ・障がい種別や年齢別にみると、精神障がいや18～39歳で「働いている」と答えた人が多くみられます。



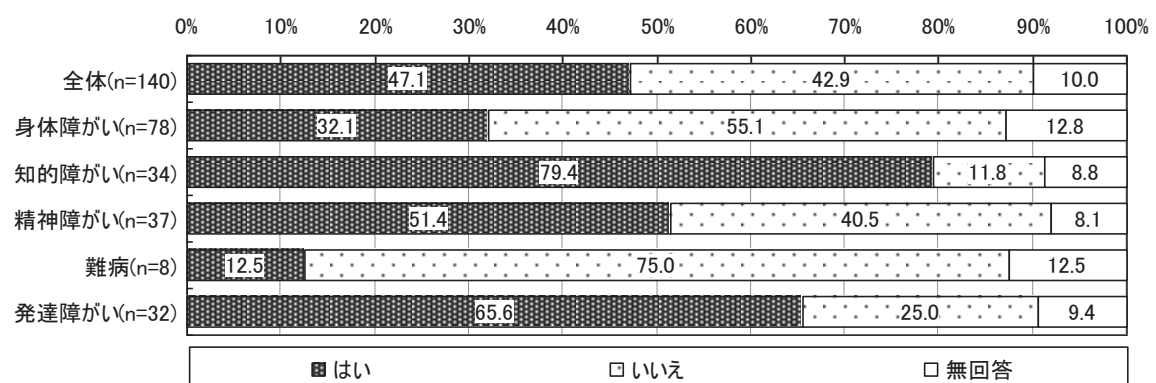
◆あなたの仕事の形態や場所は次のどれですか。

単位：％	全体 (n=375)	身体障がい (n=141)	知的障がい (n=166)	精神障がい (n=112)	難病 (n=22)	発達障がい (n=109)
作業所など通所施設	57.6	38.3	77.1	59.8	63.6	65.1
パート・アルバイト	17.6	17.0	13.9	23.2	13.6	18.3
会社の正社員（役員を含む）	14.7	31.2	3.6	5.4	18.2	6.4
会社の契約社員	5.3	7.1	3.6	4.5	4.5	4.6
自営	2.1	5.0	0.0	0.9	0.0	0.9
内職	1.3	0.7	0.0	3.6	0.0	2.8
その他	3.5	2.1	3.0	5.4	0.0	3.7
無回答	0.3	0.0	0.6	0.0	0.0	0.9

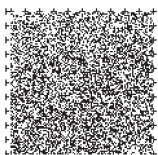
※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

- ・「作業所など通所施設」が57.6％を占めており、知的障がいで77.1％となっています。

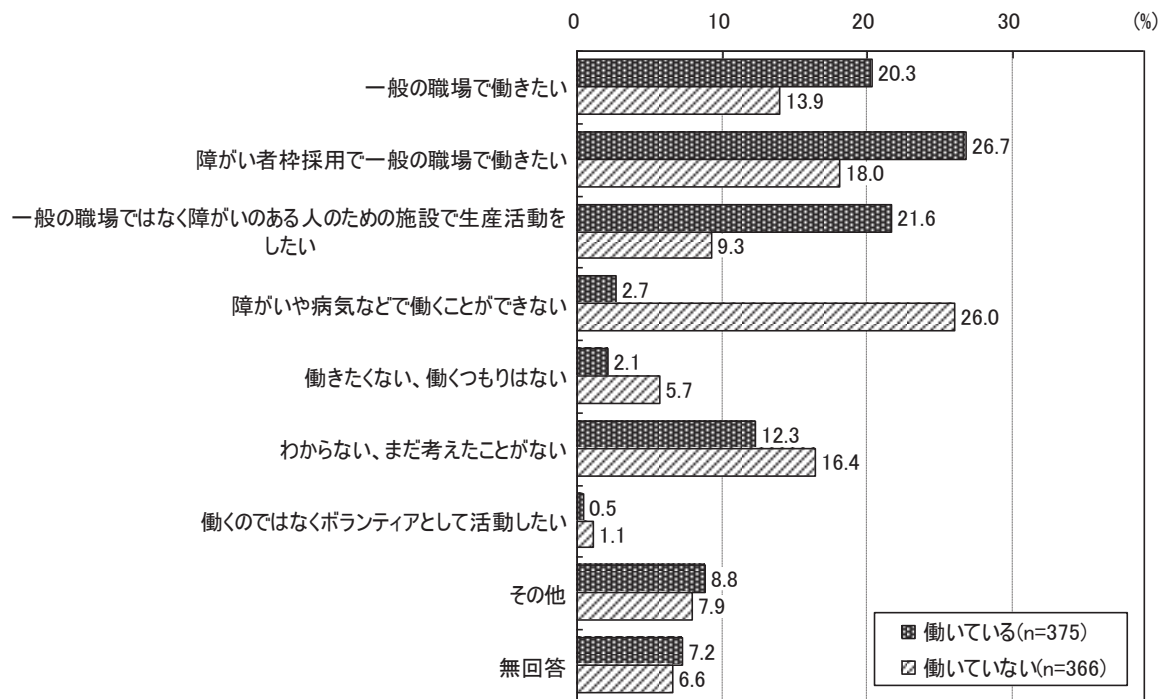
◆障がい者枠での採用ですか。



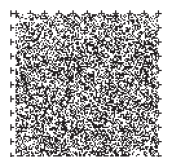
- ・「会社の正社員（役員を含む）」「会社の契約社員」「パート・アルバイト」と答えた人のうち、障がい者枠での採用という人は47.1％で、知的障がいで79.4％、発達障がいで65.6％を占めています。



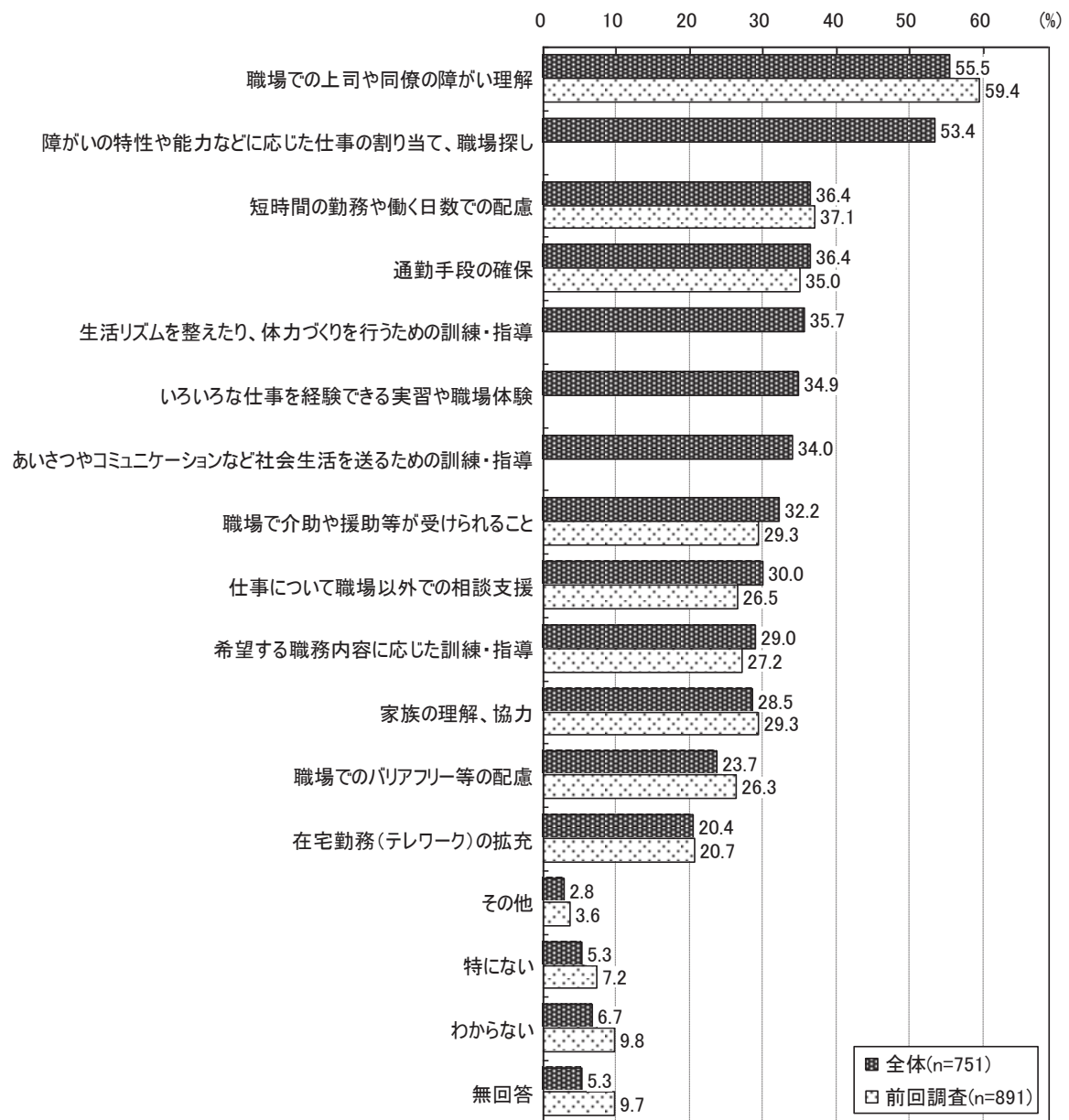
◆今後、働くことについて、どのように考えていますか。現在すでに働いている人も望ましいと思う働き方を選んでください。



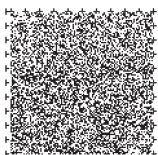
- ・ 現在働いている人では、「障がい者枠採用で一般の職場で働きたい」が26.7%と最も多く、次いで「一般の職場ではなく障がいのある人のための施設で生産活動をしたい」が21.6%、「一般の職場で働きたい」が20.3%となっています。
- ・ 働いていない人では、「障がいや病気などで働くことができない」が26.0%と最も多く、次いで「障がい者枠採用で一般の職場で働きたい」が18.0%、「わからない、まだ考えたことがない」が16.4%、「一般の職場で働きたい」が13.9%となっています。



◆障がい者が就労する上でどのような支援が必要だと思いますか。

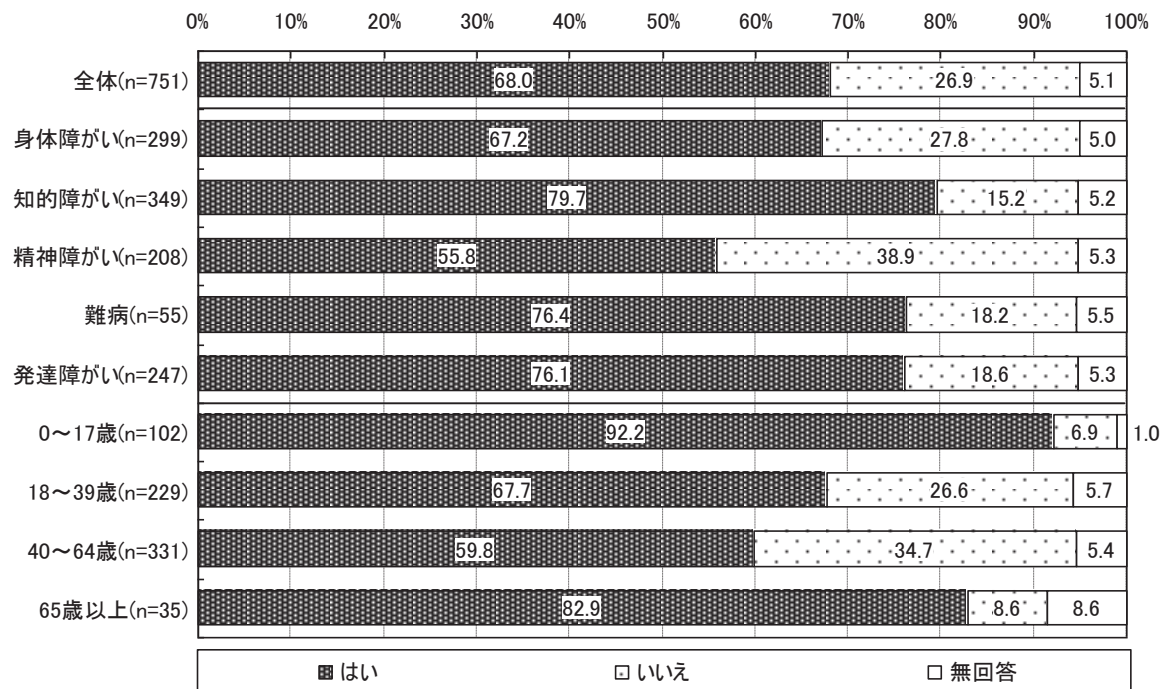


- ・「職場での上司や同僚の障がい理解」が55.5%と最も多く、次いで「障がいの特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し」が53.4%、「短時間の勤務や働く日数での配慮」と「通勤手段の確保」がそれぞれ36.4%、「生活リズムを整えたり、体力づくりを行うための訓練・指導」が35.7%、「いろいろな仕事を経験できる実習や職場体験」が34.9%、「あいさつやコミュニケーションなど社会生活を送るための訓練・指導」が34.0%などとなっています。

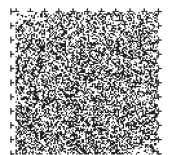


③ 在宅時の介助について

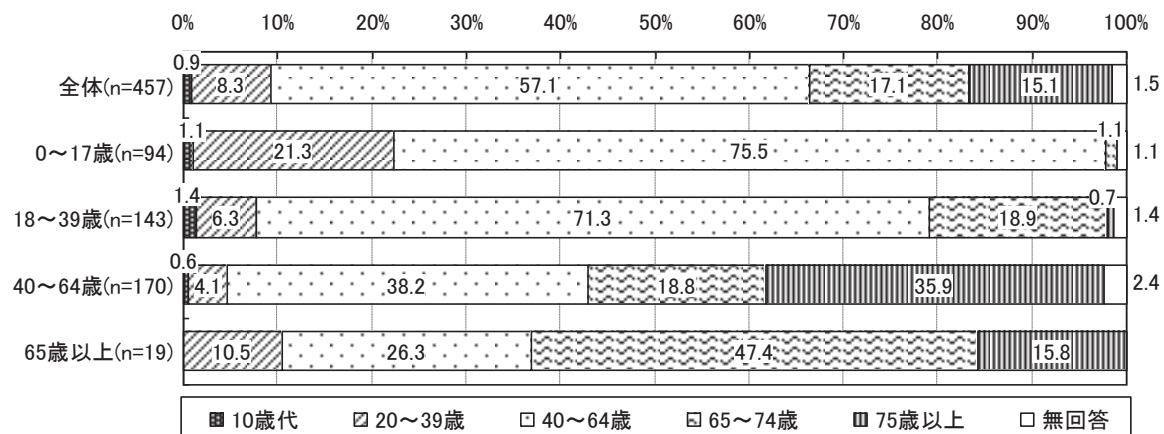
◆あなたには在宅生活を支援してくれる介助者がいますか。



- ・ 介助者がいる人（「はい」と回答）は68.0%で、知的障がいや難病、発達障がいでは76.1～79.7%、年齢別には0～17歳で92.2%、65歳以上で82.9%を占めています。

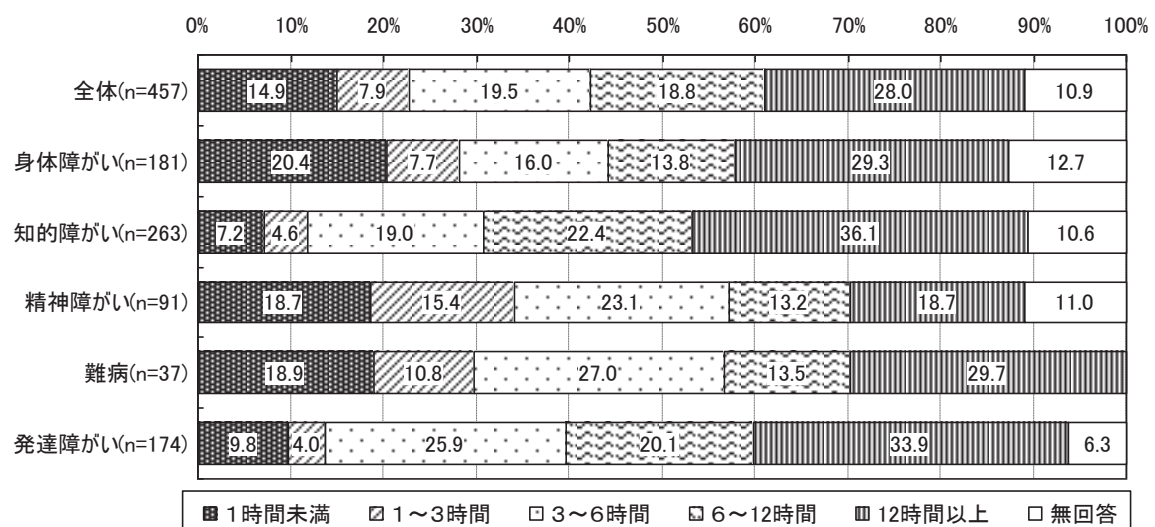


◆介助者の年齢をおうかがいします。(令和5年7月1日現在)

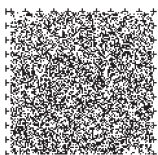


- ・ 介助者の年齢は、「40～64歳」が57.1%、「65～74歳」が17.1%、「75歳以上」が15.1%となっており、本人の年齢が40～64歳で介助者の年齢が65歳以上の人は54.7%、本人の年齢が65歳以上で介助者の年齢が65歳以上の人は63.2%となっています。

◆1日平均何時間ぐらい介助や見守りを受けていますか。



- ・ 介助や見守りを受けている時間は1日平均「12時間以上」が28.0%と最も多く、次いで「3～6時間」が19.5%、「6～12時間」が18.8%となっています。
- ・ 障がい種別ごとにみると、「12時間以上」は知的障がいでは36.1%、発達障がいでは33.9%と多くみられます。



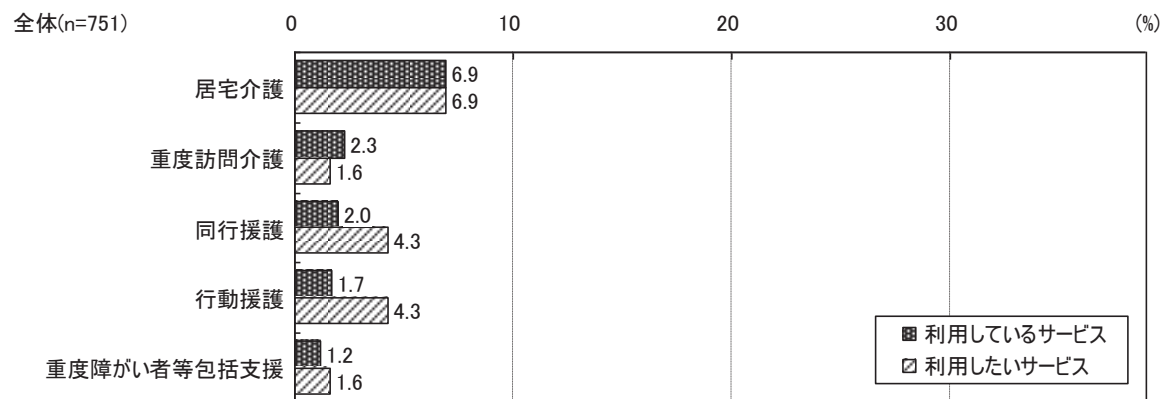
④ 福祉サービスについて

◆あなたは次の福祉サービスや障がい児通所サービスを利用していますか。

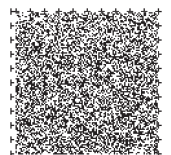
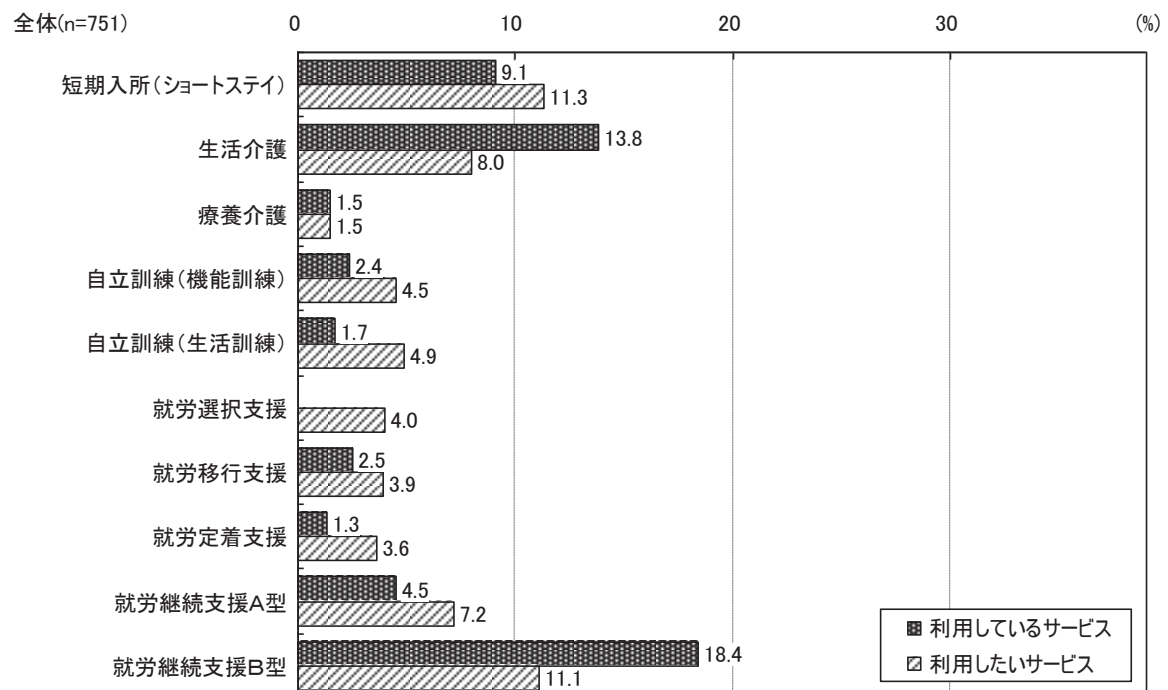
◆今後3年以内を目安に利用したいと思う福祉サービスや障がい児通所サービスがありますか。

- ・現在利用しているサービス、今後3年以内を目安に利用したいと思うサービスをサービス種別ごとにみると、以下の通りとなっています。

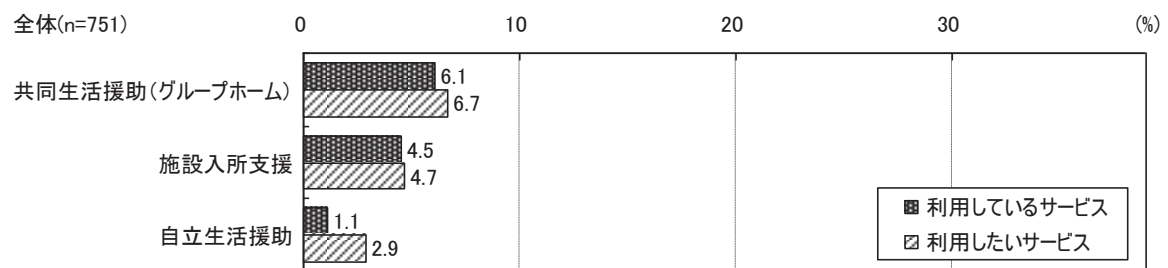
【訪問系サービス】



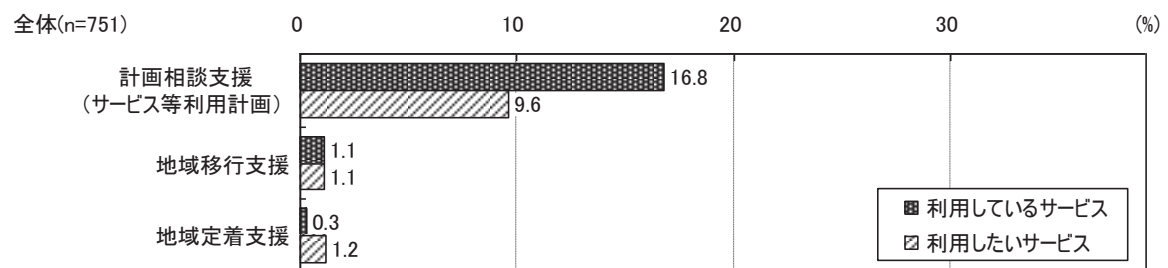
【短期入所・日中活動系サービス】



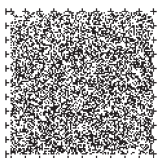
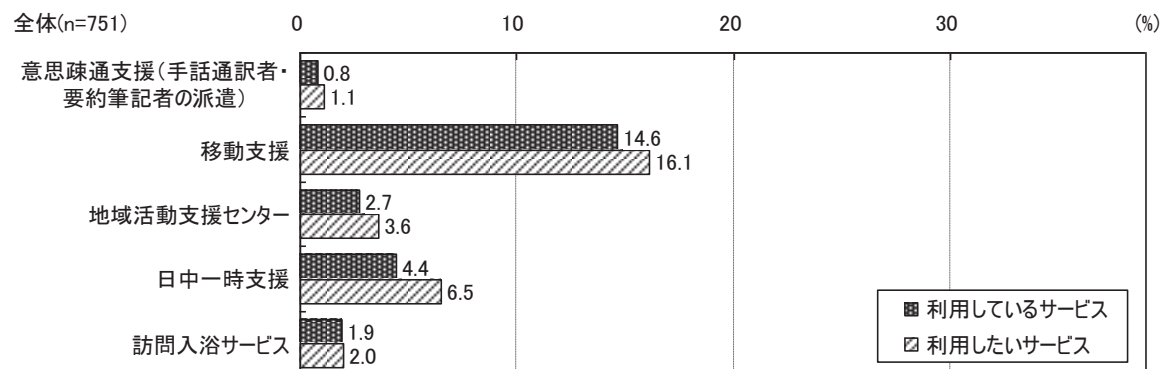
【居住系サービス】



【相談支援】

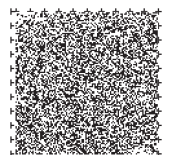
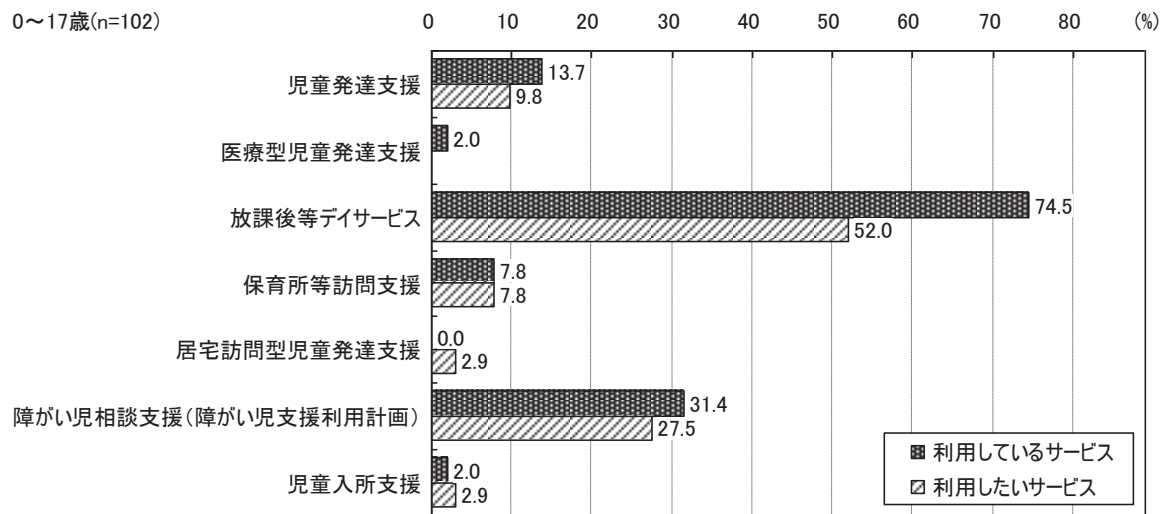


【地域生活支援事業】



【障がい児支援サービス】

0～17歳(n=102)

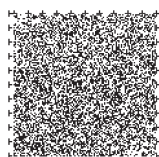


◆福祉サービスや障がい児通所サービスを利用するときに何か困ること（困ったこと）がありますか。

単位：％	全体 (n=751)	訪問系 サービス (n=86)	短期入所 (n=68)	日中活動系 サービス (n=318)	居住系 サービス (n=80)	相談支援 (n=129)	地域生活 支援事業 (n=151)	障がい児支 援サービス (n=104)
どの事業者が良いのかわからない	23.7	26.7	30.9	30.5	25.0	30.2	30.5	40.4
どんなサービスがあるのか知らない	17.4	14.0	11.8	19.8	10.0	17.8	16.6	15.4
事業者情報が不十分	15.6	16.3	17.6	22.0	16.3	18.6	21.2	22.1
利用できる事業所が少ない	12.5	27.9	30.9	17.9	12.5	17.8	17.9	13.5
費用負担があるため、サービスが使いづらい	7.5	12.8	14.7	8.8	12.5	7.8	10.6	10.6
使いたいサービスが使えなかった	6.5	12.8	13.2	9.1	16.3	10.9	14.6	6.7
利用してトラブルがあった	5.6	17.4	13.2	8.5	3.8	12.4	9.3	6.7
契約の方法がわからなかった（わかりにくかった）	5.2	7.0	10.3	7.2	10.0	10.9	6.0	2.9
サービスの支給量が少ない、支給期間が短い	4.8	10.5	8.8	6.6	8.8	8.5	9.9	1.9
補装具、日常生活用具の補助額では不十分	3.7	7.0	5.9	3.8	8.8	4.7	4.6	5.8
その他	6.1	14.0	7.4	6.9	5.0	10.1	9.3	6.7
困ることはない	13.4	14.0	11.8	14.8	17.5	13.2	12.6	23.1
わからない	11.5	3.5	2.9	11.9	11.3	8.5	7.9	3.8
無回答	23.0	15.1	13.2	11.3	13.8	12.4	11.9	5.8

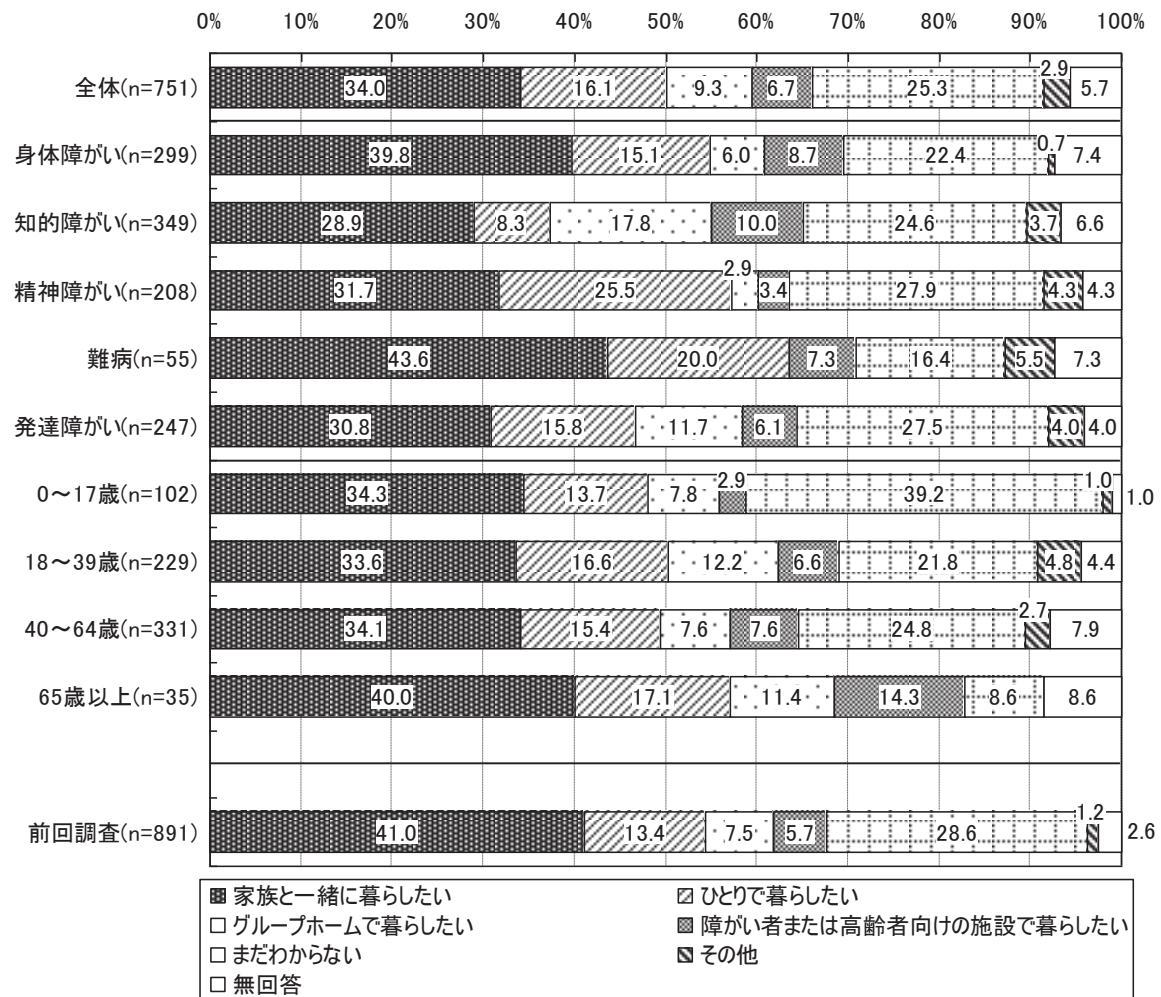
※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

- ・「困ることはない」「わからない」と無回答を除いて、何らかの内容でサービスを利用するときに困ることがあるという人は52.1%で、内容別には「どの事業者が良いのかわからない」が23.7%、「どんなサービスがあるのか知らない」が17.4%、「事業者情報が不十分」15.6%、「利用できる事業所が少ない」が12.5%などとなっています。
- ・サービス種別ごとにみると、障がい児支援サービスを利用している人で「どの事業者が良いのかわからない」が40.4%となっているほか、短期入所や訪問系サービスを利用している人で「利用できる事業所が少ない」、訪問系サービスを利用している人で「利用してトラブルがあった」がそれぞれ多くみられます。

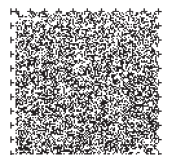


⑤ 地域での生活について

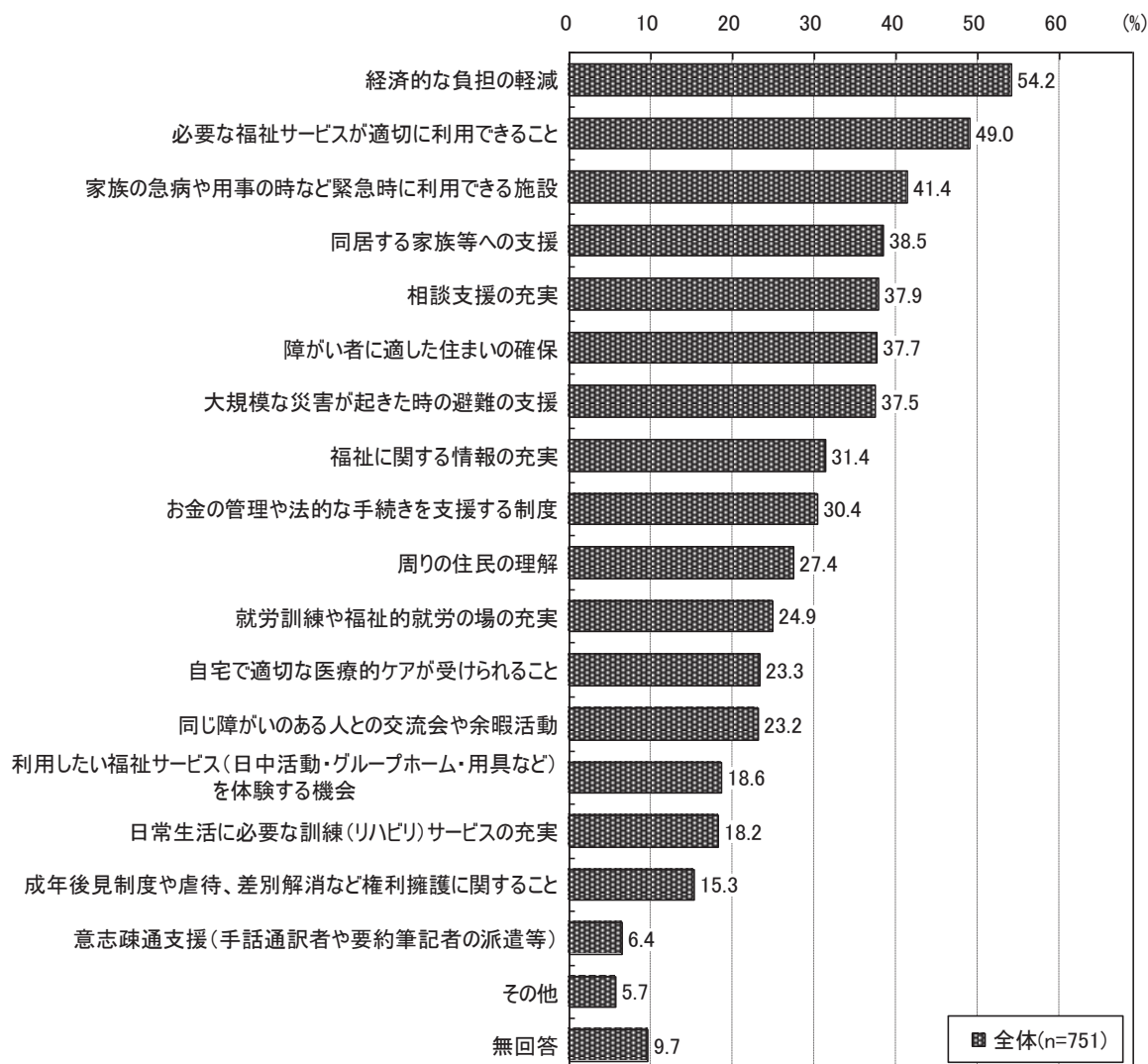
◆あなたは、将来どのように暮らしたいですか。



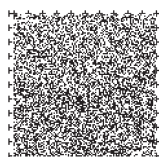
- ・「家族と一緒に暮らしたい」が34.0%と最も多く、次いで「まだわからない」が25.3%、「ひとりで暮らしたい」が16.1%、「グループホームで暮らしたい」が9.3%、「障がい者または高齢者向けの施設で暮らしたい」が6.7%などとなっています。
- ・障がい種別ごとにみると、「家族と一緒に暮らしたい」に次いで、精神障がいでは「ひとりで暮らしたい」が25.5%、知的障がいでは「グループホームで暮らしたい」が17.8%と多くみられます。
- ・本人の年齢別にみると、0～17歳では「まだわからない」が39.2%と多く、年齢が高くなるほど「障がい者または高齢者向けの施設で暮らしたい」と答える人が増える傾向にあります。



◆あなたが住み慣れた地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。



- ・「経済的な負担の軽減」が54.2%と最も多く、次いで「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が49.0%、「家族の急病や用事の時など緊急時に利用できる施設」が41.4%、「同居する家族等への支援」が38.5%、「相談支援の充実」が37.9%、「障がい者に適した住まいの確保」が37.7%、「大規模な災害が起きた時の避難の支援」が37.5%などとなっています。
- ・障がい種別ごとにみると、「家族の急病や用事の時など緊急時に利用できる施設」は難病で、「お金の管理や法的な手続きを支援する制度」は発達障がいや知的障がいで、「就労訓練や福祉的就労の場の充実」は発達障がいで、「自宅で適切な医療的ケアが受けられること」や「日常生活に必要な訓練（リハビリ）サービスの充実」は難病で、それぞれ多くみられます。



(2) 関係団体に対するヒアリング調査の主な結果

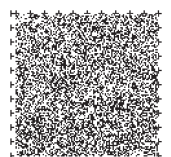
本計画の策定に向けて、障がい者関係団体の会員が抱える課題や施策ニーズ、計画策定への意見等を把握するために実施しました。

■調査対象と実施方法

調査対象	障がい者関係団体 7団体 ①身体障がい者関係 富田林市身体障害者福祉協会 ②身体障がい者関係 富田林市視覚障がい者福祉協会ひとみ会 ③身体障がい者関係 富田林市身体障害者福祉協会聴覚障害者部 ④知的障がい者関係 前富田林市知的障がい児（者）父母の会 ⑤知的障がい者・児童福祉関係 コパンの会 ⑥精神障がい者関係 特定非営利活動法人 富田林ほっこり会 ⑦児童福祉関係 特定非営利活動法人 COLORS
実施方法	ヒアリング調査の配布・回収及び聴き取り調査を併用
調査期間	令和5年(2023年)8月～9月

◆障がいのある人に関わる相談支援体制、人材の確保について、富田林市の課題と思われること、今後力を入れて取り組むべきだと思われる内容

- ・障がい当事者が相談支援員の存在を知っているのだろうか。行政は当事者が必要とする団体と相談員を紹介すべきではないか。
- ・相談支援体制、聴覚障がい者に対するコミュニケーションが保障される相談支援日を設け周知できるよう、図っていく。
- ・相談支援事業の重要性を考慮して、事業者の運営面への助成のための予算充実に取り組んでもらえるとありがたいと思います。
- ・障がいがあるとわかったら（生まれた瞬間から病院と連携して）、すぐにサポートできる体制を作ってほしい。すぐにケアマネのような方が相談員として寄り添ってくださると安心。
- ・支援の担当の方々が忙しそうで、担当者との面談等が先送りになってしまい、課題の解決が進まない。人員を増やしていただきたい。



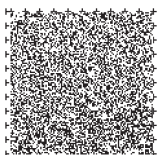
- ・相談支援体制というが、行く先々で別の窓口を案内されるので、ワンストップの相談支援体制を構築すべきだ。また、電話相談までは受けられても、アウトリーチまでは至っていない。民生委員と市がもう少しつながって連携が取れるようになってほしい。

◆福祉制度・サービスで気にかかっている点、富田林市やサービス事業者に伝えたいこと

- ・地域における同行援護従業者の確保。
- ・手話通訳者派遣の範囲、対象等の制限条件の撤廃。
- ・障がいの程度が比較的重度な方でも、家族が自宅で介護されている実情を十分に把握していただき、生活地域にある福祉施設を利用できるように、広く広報活動をしてくださるようお願いします。
- ・家族自身福祉サービスの利用方法がわからない。いろんなサービスがあるが、実際は利用できるサービスが少ない。どういうものなのか説明してくれる場や、将来必要になった際にも相談できる場があればいい。
- ・年代ごとにニーズも変わってくるので定期的に説明会を開催したり、保護者の受容状態などもあるので、必要になった時に受け取れる情報があるような環境や機会があればいい。
- ・サービス事業所の職員の知識や経験不足があり、研修・教育指導を市でも充実してほしい。

◆障がい者の就労機会の拡大と就労定着、様々な社会参加・体験の機会・場づくりなどに向けて、富田林市の課題と思われること、今後力を入れて取り組むべきだと思われる内容

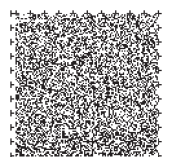
- ・障がい者本人と家族を交えたヒアリングを行い、適性を見極めた上で、必要な知識・能力の習得訓練を行い、就労先を紹介する。そうでなければ仮に就労できても続かない。
- ・社会参加については、障がい当事者へのガイドヘルプ制度の周知と、地域における同行援護従業者の確保。
- ・障がい者イコール低賃金の作業所というイメージはおかしい。



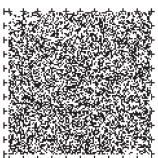
- ・サポートガイドの配布。例えば会社が聴覚障がい者の採用に際していろいろな配慮などについて記載された冊子が大阪府が作成しているので活用してほしい。会社が手話通訳を呼びたい時に連絡する先なども記載されており、聴覚障がい専門のガイドブックとなっている。
- ・高齢聴覚障がい者の就労機会の支援（65歳以上の就労希望者支援）。
- ・やはり解雇されることが多いので、最初に市からもお願いしますと挨拶を入れておいてくれば少しは企業も考えてくれるのではないかと思います。
- ・企業に雇用されているのはその企業での中途障がいの人が多く、それで障がい者雇用を達成しているというケースばかりではないか。また、雇用後数年は補助金が出るので雇用するが、補助金が終われば解雇されるケースが多い。
- ・軽度だと言葉でうまくコミュニケーションできないことが多く、言葉の使い方がわからないケースが多い。就労支援で言葉の使い方も教える必要がある。
- ・障がい者雇用に理解のある企業も上層部は理解があっても、末端や現場での理解が追い付かずトラブルになり辞めることが多い。企業内での周知啓発を。
- ・就労練習のような機会がなく、企業体験の機会が必要。
- ・市がパイプ役となり、作業所と地域産業・農業との連携をしてほしい。
- ・就労支援に関する相談窓口の充実。ハローワークや就ポツ（障がい者就業・生活支援センター）だけでなく、基幹から就労につなげられる相談ができるなど。

◆計画の策定や今後の福祉施策の推進に向けて

- ・福祉計画を作成したあと、どこまで周知できているのか疑問だ。
- ・私たちの子どもらが通所している施設の運営状況や、日々の支援実態を十分に把握の上、各施設の課題を把握していただくために、できる限り施設訪問等を実施してくださることで利用者への支援の難しい場面をつぶさに認識してもらえと思っています。市としても、財政面、人材面と何かと大変だとは思いますが何卒よろしくお願いいたします。
- ・今後も市民要望を聞いていただける機会を設けてほしい。また、その後どのように対策を取られたか、広報での周知。障がい者に関する情報を積極的にLINEや広報へ周知。
- ・当事者家族が感じている社会的孤立、見て見ぬふりをするのも社会的には虐待なんだということを発信してほしいと思います。家族会としてはきめの細かいアウトリーチを望んでおります。



- ・ 各種団体が個々に動いているのが現状だが、集まれる協議会のようなものができれば情報の共有や連携ができるのではないかと。ギャンブルやアルコール依存は精神疾患の一種なので、そういった協議の場があれば横につながっていけるのではないかと。
- ・ 計画は実体を伴ったものにしていただきたい。実績としてきっちり計画を立てて残していかなければならないと思う。



4 今後の施策推進に向けた課題

国・大阪府・社会の動向、本市における状況、市民・団体の意識等から本計画における課題については、次のような内容が考えられます。

① 地域生活を続けるための支援

地域で生活している障がいのある人にとっては、障がい特性に関わらず、可能なかぎり地域での生活を継続し、本人の希望を尊重した地域生活の実現を図ることが重要です。また、施設入所者や入院患者の地域移行を進めていく上で、共同生活援助（グループホーム）や短期入所など、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受け皿づくりをより一層進めていく必要があります。

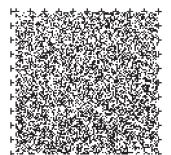
とりわけ相談支援体制の充実については、地域福祉施策として進める重層的支援体制の整備の一環として、基幹相談支援センターを核としながら、専門的な相談機能の充実と多機関連携による相談支援体制の構築を進めていく必要があります。

また、面的整備により創設された地域生活支援拠点については、緊急時の対応、各社会資源を結びつけるコーディネーターの設置など機能強化が求められています。

② 地域で自立するための働く場や活動の場の確保

障がいのある人が地域で生活を続けていく上で、社会の一員として、また、自己実現の一つの手段として、障がい特性や一人ひとりの意欲、適性等に応じた、身近に活動することや働くことができる場があることが望まれます。

より多くの障がいのある人が就労し、また継続するために、障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮の提供義務化も含め、一般事業所等への理解促進等を通じて多様な働き方ができる仕事づくりを進めるとともに、一般就労した障がいのある人の就労後の職場でのサポートや評価、職場とのミスマッチの解消などを図り、就労定着、離職の防止に取り組む必要があります。



また、療育・発達支援から就労支援へと切れ目なくつながるサポート体制の確立、住まいや移動手段の確保など就労の基盤となる環境づくりも必要です。加えて、従来からの課題である就労継続支援（B型）の工賃向上に向けた一層の取り組みが必要です。

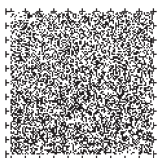
今般の制度改正により「就労選択支援」事業の創設、短時間就労を行う人の障がい者雇用率への算定対象化、一般就労中の人の就労系福祉サービスの一時利用を認めるなど、障がいのある人に対する就労支援の枠組みが改められますが、関係機関・団体、事業者等との連携を通じて、新制度へのいち早い対応を図っていく必要があります。

③ 障がい児支援の提供体制の整備等

就学前施設や小・中学校における特別な配慮や支援を要する児童生徒、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援を利用する児童が増加しています。また、重症心身障がい児や医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある児童など、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化や重層的な支援体制の整備が必要です。

令和6（2024）年の児童福祉法の一部改正に伴い、児童発達支援センターが地域の障がいのある児童の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付けられ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、障がい児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ、コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、発達支援の入り口としての相談機能が求められています。

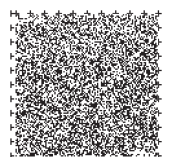
今後とも福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、障がい児通所支援サービスや相談機能の充実など、重層的な支援体制の整備を推進します。



④ 福祉サービスの提供体制の整備・充実

障がいのある人の福祉ニーズに対応し、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進を通じて、これまで計画的に事業所等の社会資源の整備は進められてきましたが、強度行動障がいなど重度障がいのある人や医療的ケアの必要な人の実態把握やサービス利用ニーズの把握のもとに社会資源の充実に努める必要があります。

特に、共同生活援助（グループホーム）については、主な介護の担い手である家族の高齢化等により家庭における介護負担が増す傾向があるなか、地域生活の継続や地域移行を促進する上で必要な社会資源であることをふまえ、利用ニーズに即したグループホームの整備を促進する必要があります。



第3章 第7期障がい福祉計画

1 計画の目標と実現に向けた取り組み

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方に基づいて、令和8(2026)年度を目標年度として、次のとおり目標を設定します。

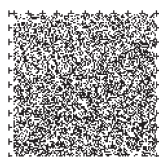
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度) 目標	目標設定の考え方
入所者数	104人	・ 令和4(2022)年度末時点の入所者数(106人)から削減数を引いた数。
地域生活への移行者数 (入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数)	7人	・ 国の指針・府の考え方では令和4(2022)年度末の施設入所者数(106人)の6%以上。
削減数	2人	・ 国の指針では令和4(2022)年度末の施設入所者数(106人)の5%以上。 ・ 府の考え方では令和4(2022)年度末の施設入所者数(106人)の1.7%以上。

目標実現に向けた取り組み

施設職員や相談支援事業所等の支援者との密な連携をはじめ、地域移行支援や地域定着支援等の障がい福祉サービス利用の検討、並びに地域生活支援拠点事業におけるグループホーム移行支援の利用等により、施設入所者の地域生活への移行並びに、居宅生活者のグループホームへの移行による地域生活の継続に向けた支援を継続します。



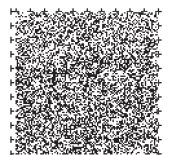
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度) 目標	目標設定の考え方
精神病床の1年以上入院患者数	113人	・国の指針では、令和2(2020)年度と比べて約3.3万人の減少を目指す。 ・府の考え方では、令和8(2026)年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,193人として目標値を設定。市町村においては、長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定。65歳以上と65歳未満の区別は設けない。(大阪府からデータ提供あり)

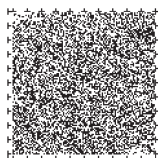
成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	年2回	年2回	年2回	年2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の年間参加者数	保健：1人 医療：1人 福祉：4人	保健：1人 医療：1人 福祉：4人	保健：1人 医療：1人 福祉：4人	保健：1人 医療：1人 福祉：4人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	年1回	年1回	年1回	年1回
精神障がい者の地域移行支援の月平均利用者数	1人	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の月平均利用者数	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）の月平均利用者数	29人	31人	34人	36人
精神障がい者の自立生活援助の月平均利用者数	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の月平均利用者数	7人	7人	7人	7人



目標実現に向けた取り組み

医療機関や相談支援事業所等の支援者との密な連携をはじめ、地域自立支援協議会の検討・作業部会における協議の場の活用等により、地域移行が図られる障がい者の支援に係るニーズの把握等、引き続き障がい者が障がい種別によらず地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。



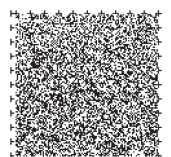
(3) 地域生活支援の充実

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度) 目標	目標設定の考え方
地域生活支援拠点等の確保	1拠点 (面的整備)	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保。
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築	・国の指針・府の考え方では、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築。
地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回以上	・国の指針・府の考え方では、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討。
強度行動障がい有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備	支援ニーズの把握 支援体制の整備	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がい有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

目標実現に向けた取り組み

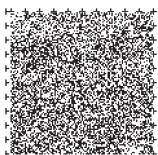
地域生活支援拠点等事業については、南河内南圏域市町村で連携を密にし、本市の実情に応じた事業の整理を進め、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターの役割を踏まえた効果的な連携の確保など、障がい者が地域で安心して暮らしていける体制の充実を図ります。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度) 目標	目標設定の考え方
年間一般就労移行者数（全体）	30人	・国の指針・府の考え方では、令和3(2021)年度実績（23人）の1.28倍以上。 （大阪府からデータ提供あり）
年間一般就労移行者数（就労移行支援）	16人	・国の指針・府の考え方では、令和3(2021)年度の1.31倍以上。 ・府の目標値を各市町村の実績に応じて按分。（大阪府からデータ提供あり）
年間一般就労移行者数（就労継続支援A型）	7人	・国の指針・府の考え方では、令和3(2021)年度の1.29倍以上。 ・府の目標値を各市町村の実績に応じて按分。（大阪府からデータ提供あり）
年間一般就労移行者数（就労継続支援B型）	7人	・国の指針・府の考え方では、令和3(2021)年度の1.28倍以上。 ・府の目標値を各市町村の実績に応じて按分。（大阪府からデータ提供あり）
就労移行支援事業所のうち、一般就労移行率が5割以上の事業所の割合	60%	・国の指針では、令和8(2026)年度における一般就労移行率が5割以上の事業所を5割以上。 ・府の考え方では、令和8(2026)年度における一般就労移行率が5割以上の事業所を6割以上。
就労定着支援事業の利用者数	20人	・国の指針・府の考え方では、令和3(2021)年度実績（14人）の1.41倍以上。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度における就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上。
就労支援部会の設置	設置済	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに各市町村において地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するための協議会（就労支援部会）等を設置。
就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額	21,773円	・大阪府独自で設定。 ・府の考え方では、大阪府が提供する市町村単位での令和8(2026)年度の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の見込を参考に、令和3(2021)年度の工賃の平均額の実績よりも向上した値を目標値として設定する。 （大阪府からデータ提供あり） ・本市は大阪府の令和3(2021)年度の工賃の平均額を上回る、前期計画と同値を設定。

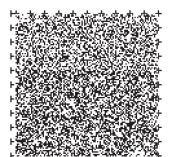


目標実現に向けた取り組み

市独自の取り組みとして、障がい者基幹相談支援センターに障がい者雇用センターを併設し、就労相談員を配置することで、求職中の方へのハローワークへの同行支援、適切な通所先の選定、就労中の方への就労に伴う相談等、就労に関するきめ細やかな支援を3圏域で実施しており、今後もこれらの支援を継続していきます。

また、市独自で実施している「障がい者雇用会議」や障がい者自立支援協議会に設置している就労支援部会により、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターをはじめ、相談支援事業所、障がい者通所事業所等、関係機関との連携を強化し、働く場の拡大のための会社訪問や各種イベントやふるさと納税返礼品などを活用した障がい者が作製した物品の販路拡大、農福連携等、障がい者雇用の機運醸成と就労場所創出、工賃の向上の取り組みを実施していきます。

これらの雇用促進施策を実施することにより、福祉的就労と一般就労を合わせた雇用人数が1,000人以上となる「障がい者千人雇用」の実現をめざしていきます。



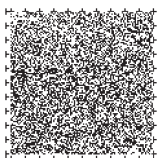
(5) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度) 目標	目標設定の考え方
基幹相談支援センターの 設置	設置済	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置。
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	体制の確保	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保。
地域自立支援協議会における体制の確保	体制の確保	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保。

成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済	設置済	設置済
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の年間件数	32件	40件	40件	40件
地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	12件	15件	15件	15件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの年間実施回数	450回	500回	500回	500回
個別事例の支援内容の検証の年間実施回数	1回	1回	1回	1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	3人	4人	5人	6人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の年間実施回数	3回	3回	3回	3回



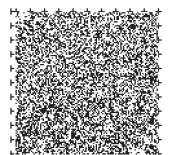
指 標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の年間参加事業者・機関数	45社	45社	45社	45社
協議会の専門部会の設置数	6部会	6部会	6部会	6部会
協議会の専門部会の年間実施回数	16回	16回	16回	16回

目標実現に向けた取り組み

障がい福祉サービス利用者数は年々増加していることに加え、難病患者や強度行動障がい、高次脳機能障がいを持つケースなど、その一つひとつのニーズが多様化・複雑化しています。そのため、既存の基幹相談支援センターによる毎月の地域自立支援協議会の開催、地域自立支援協議会等による個別事例の支援内容の検証や、障がい種別を問わないピアサポート活動等の支援体制、地域課題の整理や社会資源の開発等、さらなる体制強化に向けた取り組みを行うとともに、地域の相談支援事業所との連携強化や専門機関との連携を図るなど、支援ネットワークを拡大することでの、障がい福祉サービス利用者等への計画相談支援等へのつなぎ支援、居住支援や社会参加に向けた支援、卒業・就職等の生活環境の変化を見据えた支援等、障がい者（児）のニーズ把握による適切な情報提供やサービス利用支援と併せて、相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みを推進します。

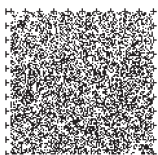
セルフプラン率の状況について

本市の障がい福祉サービス利用者や障がい児通所支援利用者の内、計画相談支援等の計画作成支援を受けずにセルフプランでサービスを利用している方の割合であるセルフプラン率は、令和4(2022)年度末で計画相談支援43.5%、障がい児相談支援69.7%であり、令和3(2021)年度末の全国平均の15.6%、28.9%（大阪府平均41.3%、50.5%）と比べて高い状況で推移しています。



計画作成支援はすべての障がい者等が利用することが望ましいサービスであるため、利用を促進する必要があります。支援体制としては令和4(2022)年度末の障がい福祉サービス利用者数は1,120人(65歳未満)、障がい児通所利用者数は634人に対して、管内の相談支援専門員は約50名おり、支援員1名あたり40人の相談支援を行うことを想定した場合、約2,000人の支援が可能な体制が数値上確保されています。

しかしながら報酬体系の不安定な算定構造等により、相談支援事業所が想定する40人の支援を引き受けられない状況が推察され、高いセルフプラン率の要因と考えられます。その他の要因として、相談支援サービスの必要性の認識が乏しいこと等により相談支援の利用を希望しない等が考えられますが、本市のセルフプラン率の解消策として基幹相談支援専門員等により相談支援の必要性を助言するなど、積極的に計画相談支援専門員へつなげる支援を行うなど、相談支援の利用を促進していきます。



(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

成果目標

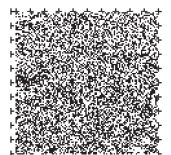
項 目	令和8年度 (2026年度) 目標	目標設定の考え方
サービスの質を向上させるための体制の構築	体制の構築	・ 国の指針では、令和8(2026)年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起	実施	・ 大阪府独自で設定。 ・ 府の考え方では、各市町村において、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定。
報酬の審査体制の強化等	実施	
指導権限を有する者との協力連携	実施	
適正な指導監査等	実施	

成果目標の達成に向けた活動指標

指 標		【現状】	【見込み】			
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
大阪府が実施する研修その他の研修への市職員の参加人数		1人	4人	4人	4人	
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有	有	
	実施回数	1回	1回	1回	1回	
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有	有	
	実施回数	10回	10回	10回	10回	

目標実現に向けた取り組み

各種研修への参加などを通して、職員ひとり一人が積極的に障がい福祉に関する制度理解や知識の蓄積に努めるとともに、大阪府や指定障がい福祉サービス事業者の指導担当部局との連携を密にしながら、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。



(7) 発達障がい者等に対する支援

活動指標※

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の年間受講者数	—	—	—	—
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の年間実施者数	—	—	—	—
ペアレントメンターの人数	—	—	—	—
ピアサポート活動への年間参加人数	—	—	—	—

目標実現に向けた取り組み

発達障がい者等に対する支援については、発達の経過観察が必要な幼児やその保護者に対して、集団の場での指導や相談支援を行う幼児健全発達支援事業（チューリップ教室）の実施をはじめ、ペアレントトレーニングを実施する団体に対する関係事業経費に係る補助金の支出等、今後も支援を継続します。

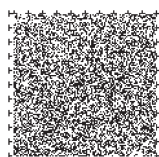
また、ペアレントメンターについては、大阪府のペアレント・メンター事業の活用を基本とし、ペアレントメンターによる講演会の実施等を行っていきます。

※活動指標の設定について

ペアレントトレーニング等の活動指標の数値につきましては、ペアレントトレーニング等の実施が市の委託事業ではなく補助金事業のため、数値の設定を行っていません。

ペアレントメンターの活動指標につきましても、大阪府事業の利用による実施のため、数値の設定を行っていません。

ピアサポート活動については、基幹相談支援センターでの支援体制を実施していますが、市として活動の場を提供しているわけではないため数値の設定を行っていません。



2 障がい福祉サービス等の見込量と提供方針

障がい福祉サービスの計画値については、基本的に各サービスの障がい種別ごとに、近年の利用状況を踏まえて、計画期間における需要量を見込んでいます。なお、障害者総合支援法においてサービス受給の対象となる手帳を持たない難病患者については、身体障がいに含んでいます。

(1) 障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

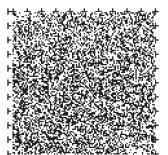
(ア) 居宅介護

サービス概要
障がい支援区分Ⅰ以上の人に対し、居宅において入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	62人	1,143時間	63人	1,162時間	63人	1,162時間
知的障がい	計画値	50人	602時間	52人	626時間	53人	638時間
精神障がい	計画値	101人	1,254時間	107人	1,329時間	113人	1,403時間
障がい児	計画値	7人	207時間	7人	207時間	7人	207時間
合計	計画値	220人	3,206時間	229人	3,324時間	236人	3,410時間



(イ) 重度訪問介護

サービス概要
重度の肢体不自由の方（障がい児を除く）、知的障がい者や精神障がい者に対して、居宅での生活全般にわたる介護のほか、外出の際における移動中の介護を総合的に行います。

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	22人	4,121時間	23人	4,308時間	23人	4,308時間
知的障がい	計画値	3人	132時間	4人	176時間	5人	220時間
精神障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	25人	4,253時間	27人	4,484時間	28人	4,528時間

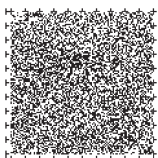
(ウ) 同行援護

サービス概要
視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、必要な援助を行います。

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	18人	362時間	18人	362時間	18人	362時間
知的障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
精神障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	18人	362時間	18人	362時間	18人	362時間



(エ) 行動援護

サービス概要	
知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時の移動支援を行います。	

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
知的障がい	計画値	10人	342時間	11人	376時間	12人	410時間
精神障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	1人	24時間	1人	24時間	1人	24時間
合計	計画値	11人	366時間	12人	400時間	13人	434時間

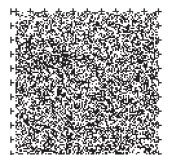
(オ) 重度障がい者等包括支援

サービス概要	
常時介護の必要性が著しく高い人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
知的障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
精神障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間



② 短期入所サービス（ショートステイ）

サービス概要	
自宅で介護する人が病気の場合等によって短期間の入所が必要となった人に対して、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	

■第7期計画の計画値

（月あたり）

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	24人	195人日	26人	211人日	27人	219人日
知的障がい	計画値	28人	233人日	30人	250人日	31人	258人日
精神障がい	計画値	2人	23人日	2人	23人日	2人	23人日
障がい児	計画値	11人	45人日	13人	53人日	15人	62人日
合計	計画値	65人	496人日	71人	537人日	75人	562人日

③ 日中活動系サービス

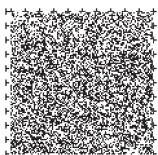
（ア）生活介護

サービス概要	
常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。	

■第7期計画の計画値

（月あたり）

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	99人	1,896人日	101人	1,934人日	103人	1,972人日
知的障がい	計画値	204人	4,253人日	207人	4,316人日	210人	4,378人日
精神障がい	計画値	8人	108人日	8人	108人日	8人	108人日
合計	計画値	311人	6,257人日	316人	6,358人日	321人	6,458人日



(イ) 療養介護

サービス概要	
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活上の支援を行います。	

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	利用者数	利用者数
合計	計画値	24人	24人	24人

(ウ) 自立訓練（機能訓練）

サービス概要	
主に入所施設・病院を退所・退院した人が、地域生活への移行などを図るうえで自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。	

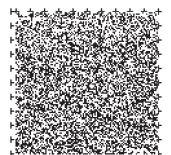
■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
合計	計画値	1人	18人日	1人	18人日	1人	18人日

(エ) 自立訓練（生活訓練（宿泊型自立訓練を含む））

サービス概要	
主に入所施設・病院を退所・退院した人が、地域生活への移行などを図るうえで自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	



■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
知的障がい	計画値	3人	74人日	3人	74人日	3人	74人日
精神障がい	計画値	7人	169人日	7人	169人日	7人	169人日
合計	計画値	10人	243人日	10人	243人日	10人	243人日

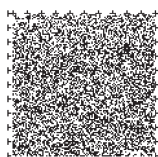
(オ) 就労選択支援

サービス概要
就労を希望する人の意思や能力、仕事に対する適性、配慮の必要性などを聞き取り、調べた上で、一般の事業所への就労や就労系サービスの利用など、その人に合った働き方を選べるように相談支援や関係機関との調整を行います。

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	—	0人	0人
知的障がい	計画値	—	1人	2人
精神障がい	計画値	—	2人	4人
合計	計画値	—	3人	6人



(カ) 就労移行支援

サービス概要	
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	7人	126人日	9人	162人日	11人	198人日
知的障がい	計画値	6人	102人日	7人	119人日	7人	119人日
精神障がい	計画値	26人	413人日	29人	461人日	31人	493人日
合計	計画値	39人	641人日	45人	742人日	49人	810人日

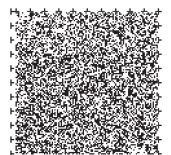
(キ) 就労継続支援（A型）

サービス概要	
企業などに就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。	

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	11人	214人日	11人	214人日	11人	214人日
知的障がい	計画値	26人	488人日	27人	507人日	28人	526人日
精神障がい	計画値	58人	1,062人日	65人	1,191人日	72人	1,319人日
合計	計画値	95人	1,764人日	103人	1,912人日	111人	2,059人日



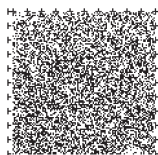
(ク) 就労継続支援（B型）

サービス概要
一般企業などでの就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	54人	919人日	60人	1,021人日	65人	1,106人日
知的障がい	計画値	174人	3,420人日	189人	3,715人日	203人	3,990人日
精神障がい	計画値	193人	3,152人日	216人	3,528人日	239人	3,903人日
合計	計画値	421人	7,491人日	465人	8,264人日	507人	8,999人日



(ケ) 就労定着支援

サービス概要	
就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う環境変化による生活面での課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたって行います。	

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	0人	0人	0人
知的障がい	計画値	3人	3人	4人
精神障がい	計画値	14人	16人	18人
合計	計画値	17人	19人	22人

④ 居住系サービス

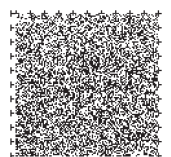
(ア) 共同生活援助（グループホーム）

サービス概要	
主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴・排せつ及び食事などの介護、調理・洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の支援を行います。	

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	22人	23人	23人
知的障がい	計画値	131人	138人	145人
精神障がい	計画値	31人	34人	36人
合計	計画値	184人	195人	204人



(イ) 施設入所支援

サービス概要	
生活介護を受けている障がい支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効果的であると認められている人、通所によって訓練などを受けることが困難な人等を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	34人	33人	32人
知的障がい	計画値	67人	67人	67人
精神障がい	計画値	1人	1人	1人
合計	計画値	102人	101人	100人

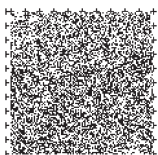
(ウ) 自立生活援助

サービス概要	
障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活力向上の支援を行います。	

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	1人	1人	1人
知的障がい	計画値	1人	1人	1人
精神障がい	計画値	1人	1人	1人
合計	計画値	3人	3人	3人



⑤ 相談支援

(ア) 計画相談支援

サービス概要
障がい福祉サービスまたは相談支援事業を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	27人	28人	28人
知的障がい	計画値	103人	111人	119人
精神障がい	計画値	76人	81人	85人
障がい児	計画値	0人	0人	0人
合計	計画値	206人	220人	232人

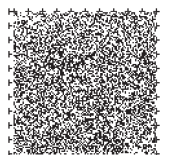
(イ) 地域移行支援

サービス概要
障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	1人	1人	1人
知的障がい	計画値	1人	1人	1人
精神障がい	計画値	1人	1人	1人
合計	計画値	3人	3人	3人



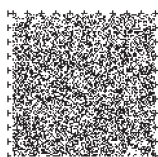
(ウ) 地域定着支援

サービス概要
施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談を行います。

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	0人	0人	0人
知的障がい	計画値	1人	1人	1人
精神障がい	計画値	1人	1人	1人
合計	計画値	2人	2人	2人



(2) 地域生活支援事業

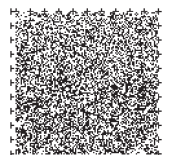
① 必須事業

(ア) 相談支援事業等

サービスの種別		サービス概要
理解促進研修・啓発事業		地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業		障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障がいの種別を問わない総合的な相談業務および権利擁護に関する支援を実施し、地域の実情に応じた業務を行います。
	障がい者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じて、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な支援を行います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業		知的障がい者や精神障がい者のうち、親族がいない人等に対して成年後見申立て手続きを支援するとともに、費用負担できない人に対しては費用の助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を実施します。

■第7期計画の計画値

				令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施有無	計画値	有	有	有
自発的活動支援事業		実施有無	計画値	有	有	有
相談支援事業	基幹相談支援センター	設置有無	計画値	有	有	有
	障がい者相談支援事業	箇所数	計画値	5か所	5か所	5か所
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	計画値	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施有無	計画値	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		利用者数	計画値	3人	3人	3人
成年後見制度法人後見支援事業		実施有無	計画値	有	有	有



(イ) 意思疎通支援事業

●手話通訳者・要約筆記者派遣事業

サービスの種別	サービス概要
手話通訳者派遣事業	聴覚機能や音声・言語機能の障がいにより、意思の伝達に支援を必要とする人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
要約筆記者派遣事業	

■第7期計画の計画値

(年あたり)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間
手話通訳者派遣事業	計画値	537件	806時間	565件	848時間	593件	890時間
要約筆記者派遣事業	計画値	14件	90時間	14件	90時間	14件	90時間

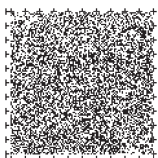
●手話通訳者設置事業、手話奉仕員養成研修事業

サービスの種別	サービス概要
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進のため、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を実施します。

■第7期計画の計画値

(年あたり)

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	設置者数	計画値	2人	2人	2人
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	計画値	25人	25人	25人



(ウ) 日常生活用具給付等事業

サービス概要
日常生活の便宜を図るため、障がい者等に日常生活用具の給付を行います。

■第7期計画の計画値

(年間延件数)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	計画値	8件	8件	8件
自立生活支援用具	計画値	16件	16件	16件
在宅療養等支援用具	計画値	21件	21件	21件
情報・意思疎通支援用具	計画値	18件	18件	18件
排せつ管理支援用具	計画値	2,805件	2,805件	2,805件
住宅改修費	計画値	2件	2件	2件
合計	計画値	2,870件	2,870件	2,870件

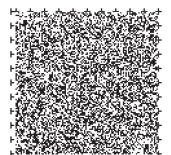
(エ) 移動支援事業

サービス概要
社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

■第7期計画の計画値

(年あたり)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	21人	3,402時間	26人	4,212時間	30人	4,860時間
知的障がい	計画値	148人	23,976時間	151人	24,462時間	153人	24,786時間
精神障がい	計画値	46人	6,072時間	48人	6,336時間	49人	6,468時間
障がい児	計画値	23人	2,507時間	23人	2,507時間	23人	2,507時間
合計	計画値	238人	35,957時間	248人	37,517時間	255人	38,621時間



(オ) 地域活動支援センター事業

サービス概要	
所定の施設において、障がい者に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。	

■第7期計画の計画値

計画値		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数
地域活動支援センター事業	計画値	2か所	48人	2か所	53人	2か所	58人

② 任意事業

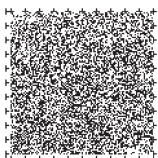
(ア) 訪問入浴サービス

サービス概要	
自宅において家族等の支援を受けても入浴が困難な重度の身体障がい者等を対象に、移動入浴車で訪問して入浴の支援を行います。	

■第7期計画の計画値

(年あたり)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		延べ人数	利用回数	延べ人数	利用回数	延べ人数	利用回数
訪問入浴サービス	計画値	14人	109回	14人	109回	15人	117回



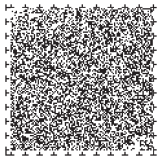
(イ) 日中一時支援事業

サービス概要
日常生活を支援するため、障がい者の日中における活動の場を一時的に確保します。

■第7期計画の計画値

(年あたり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		延べ利用日数	延べ利用日数	延べ利用日数
日中一時支援事業	計画値	466日	484日	502日



(3) 障がい福祉サービスの提供体制等について

① 障がい福祉サービス

サービス種別によらず、介護従事者の人員確保はすべての障がい福祉サービスに共通した課題です。そのため、その提供に係る資格が共通している介護保険サービスの担当部署とも連携しながら、広報誌等により各種資格取得のための研修の周知を行います。

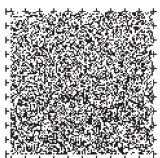
また、居宅介護や生活介護、短期入所等のサービスについては、「共生型サービス」を提供する事業者が増加することでも提供体制の確保につながることから、介護保険サービスに携わる方々への障がい福祉サービスの周知・理解の深長に努めます。なお、他のサービスについても、ニーズを見極めながら提供体制の整備に努めます。

一方、アンケートでは、サービスを利用するときに困ることとして、「どんなサービスがあるのか知らない」や「事業者情報が不十分」などの回答が多くあり、市の情報提供の課題が見えました。そのため、サービスを利用しやすい環境づくりに向けて、発達障がいや高次脳機能障がい、難病のある人を含め、障がい者への適切な制度周知や障がい者相談支援体制のさらなる向上を図ります。

② 地域生活支援事業

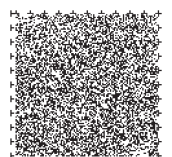
相談支援事業等については、障がい種別を問わず各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行うため基幹相談支援センターを設置しており、今後も市全体の障がい者相談支援体制の向上に向け、地域の相談支援事業者との連携や人材育成の支援に努めます。

また、意思疎通支援事業については、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人のコミュニケーションが円滑に図られるよう、大阪府とも連携しながら、市の登録手話通訳者・要約筆記者の育成・確保に努めます。



地域活動支援センター事業についても、社会との交流や居場所の確保等には欠かすことのできないものであり、日常生活用具給付等事業や移動支援事業等の他の地域生活支援事業と併せて、障がい者本人が自立した日常生活や社会生活を営むため、今後も安定的な提供体制を維持しながら、サービスの周知や必要に応じた見直しを行うなどして利用の促進を図ります。

重層的支援体制のもと、他課との連携を図りながら、提供体制を整備していきます。



第4章 第3期障がい児福祉計画

1 計画の目標と実現に向けた取り組み

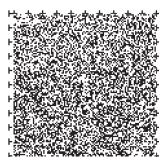
障がい児支援の提供体制の整備に向け、「こどもまんなか」社会の実現を念頭に置き、基本指針や府の考え方に基づいて、令和8(2026)年度を目標年度として、次のとおり目標を設定します。

なお、障がい児支援の体制について検討するに当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく様々な子育て支援施策の提供体制とも密接に関わることから、「富田林市子ども・子育て支援事業計画」等とも連携を図ります。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度) 目標	目標設定の考え方
重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置	2カ所 設置継続	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、市町村において児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8(2026)年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築。
障がい児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置	設置済	



目標実現に向けた取り組み

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）に向けて、地域の中核的な障がい児支援施設である児童発達支援センターについては設置の継続に努めるとともに、ニーズを見極めながら実施体制を検討します。

また、保育所等訪問支援については、児童発達支援センターの他に市内4事業所（令和5（2023）年10月時点）により提供されている状況ですが、今後も支援体制の継続・充実に努めます。

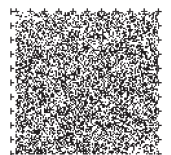
（2）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度) 目標	目標設定の考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 2か所継続 放課後等デイ サービス 2か所継続	・国の指針では、令和8（2026）年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保。 ・府の考え方では、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定。府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定。

目標実現に向けた取り組み

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、今後も支援体制の継続に向け、ニーズやサービス提供事業所の状況把握に努めます。



(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

成果目標

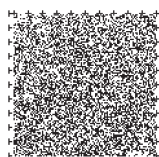
項 目	令和8年度 (2026年度) 目標	目標設定の考え方
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	設置済 福祉関係6名 医療関係2名	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を市町村に設置。心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。

成果目標の達成に向けた活動指標

指 標		【現状】	【見込み】			
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	福祉関係	6名	6名	6名	6名	
	医療関係	1名	1名	1名	2名	

目標実現に向けた取り組み

医療的ケア児支援のための関係機関との協働、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援、社会資源の開発等の協議の場である地域自立支援協議会（重症心身障がい児者ケアシステム部会）における医療関係のコーディネーターの配置と併せて、福祉関係のコーディネーターについても引き続き人材の確保に努めるなどして、総合的かつ包括的な支援体制の構築を図り、医療的ケア児及びその家族の相談対応、情報提供、助言、その他の支援の実施や関係機関等への情報提供に取り組んでいきます。



2 障がい児通所支援等の見込量と提供方針

障がい児通所支援等の計画値については、近年の利用状況を踏まえて、計画期間における需要量を見込んでいます。

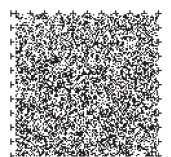
(1) 障がい児通所支援

サービス種別	サービス概要
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、医療、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がい児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

■ 第3期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	計画値	192人	1,670人日	201人	1,748人日	210人	1,827人日
放課後等デイサービス	計画値	414人	5,386人日	451人	5,867人日	487人	6,336人日
保育所等訪問支援	計画値	45人	58回	54人	70回	63人	82回
居宅訪問型児童発達支援	計画値	0人	0回	0人	0回	0人	0回



(2) 障がい児相談支援

サービス概要
障がい児通所支援を利用する際に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。

■第3期計画の計画値

(月あたり)

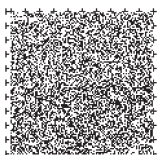
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	計画値	106人	125人	144人

(3) 障がい児通所支援等の提供体制等について

近年の障がい児通所支援の利用実績を見ても、療育支援の需要、とりわけ早期療育に対する需要の高まりは明らかです。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）に向けては、障がい者理解の促進もさることながら、特に早期療育が求められる難聴児なども含め、まずはこれらの需要を的確に捕捉することが重要となるため、児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携や相談支援体制の強化等に努めるとともに、学校等への障がい児通所支援の制度理解の促進等により、円滑に適切なサービスが利用できるよう支援します。

また、障がい児相談支援事業所や大阪府子ども家庭センターを始めとする市と関係機関の連携、地域自立支援協議会こども部会等を通じた関係機関どうしの有機的な連携を直接的・間接的に深めていくことで、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図り、誰一人取り残さない支援を行い、「こどもまんなか」社会の実現を推進していきます。



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と進管理

(1) 推進体制

① 国・大阪府・近隣市町村との連携

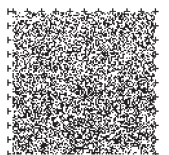
本計画の推進に当たっては、今後予定されている制度改革に的確に対応していくことも必要となるため、国や大阪府の動向の把握を行うとともに、必要に応じた連携・協力を努めます。

また、各施策について、近隣の市町村との連携を行うことで、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、積極的に連携を図りながら、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

② 関係団体・市民・事業者との連携

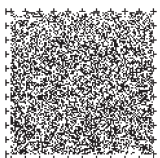
本計画に係る施策等の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体および事業者の連携・協力が不可欠であり、これは障がいのある人への虐待の未然防止・早期発見や、差別の解消の観点からも重要となります。そのため、関係団体等の声に耳を傾け、その活動支援や障がい者関係団体と行政とのさらなる協力体制の構築、並びに市職員を派遣して各種制度等の説明を行う出前講座や障がい者週間等による障がい者理解の促進に努めます。

また、多様化・複雑化するニーズに対応するため、基幹相談支援センター、障がいのある人、医療・教育関係者、学識経験者等により構成される富田林市障がい者地域自立支援協議会と連携し、介護従事者等の育成および技術の向上を推進します。



（２）進行管理

本計画の推進に当たっては、その効果的な推進を図るため、P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）の４段階、いわゆるP D C Aサイクルを用いた進捗管理を行います。その中では、計画期間中の各年度における目標値の達成状況について、定期的に富田林市障がい者施策推進協議会に報告し、成果目標・活動指標について検証を行うなど、客観的な評価や意見を踏まえることとします。



2 計画の推進に関連する事業

大阪府の基本的な考え方「第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項」について、「第4次富田林市障がい者計画」に定めている内容も含め掲載します。

(1) 障がい者などに対する虐待の防止

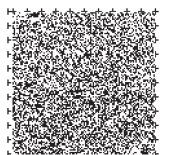
障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、虐待によってサービス利用や意思決定において制約を受けてはなりません。そのため、市障がい者虐待防止センターが中心となり、虐待通報を確実に受ける体制の下に安全確保に努めます。

また、これまでの事例での効果的な対応の情報収集や、要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携、さらに必要に応じて相談支援専門員やサービス管理責任者等の協力を得るなどしながら虐待の未然防止、早期発見を行い、早く安心して過ごすことのできる日常生活を取り戻すことができるよう様々な支援等を行います。

(2) 意思決定支援の促進

サービス利用に際し、必要な情報を提供するなど、障がい者本人が自ら意思決定できるように支援に取り組めます。

大阪府等による相談支援専門員や主任相談支援専門員、サービス管理責任者等の養成、相談支援専門員、サービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等への参加を促進します。



(3) 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

生涯学習、文化・スポーツ活動等の体制を充実することは、障がいのある人の生きがいづくりや社会参加の促進につながり、生活の質の向上を図るため大きな役割を果たすことになります。

令和5(2023)年6月に策定した「富田林文化芸術振興ビジョン」に基づき、障がいのある人が文化芸術に触れる機会の充実を図るとともに、障がいのある人や障がい者団体の文化芸術活動を促進していきます。

(4) 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

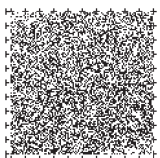
障がいのある人が地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるよう、障がいのある人の多様なニーズに応じた、わかりやすい情報提供の充実と障がい特性を踏まえた適切な情報提供体制の強化に努め、情報バリアフリー化を推進します。

聴覚障がい等のある人の意思疎通の充実を図るために、障がいの特性に応じて、手話通訳や要約筆記等のコミュニケーションに関する支援体制の充実を図るとともに、さまざまなイベント等の地域交流や活動に参加しやすい環境を整えます。

(5) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消に向け、社会的な障壁や理解不足を解消していく取り組みを進めるとともに、さまざまな合理的配慮に向けた取り組みを進めます。

障がいのある人とその家族、その他の関係者からの、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の相談事案に関して、事実確認や問題解決に向けた助言、調整等を行います。



(6) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

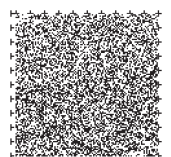
障がい特性に対応したサービス提供体制を確保するため、喀痰吸引等研修、同行援護従業者研修、強度行動障がい支援者養成研修等の情報提供等を実施していきます。

また、ハラスメント対策としての障がい福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル及び研修の手引き等の周知や、障がい福祉サービス事業所の事務負担の軽減や業務の効率化に向けた、ICTやロボットの導入のモデル事業の活用促進等、人材定着に向けての取り組みを進めます。

(7) ユニバーサルデザインの推進

公共施設、大規模施設等においてバリアフリー化およびユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、障がいのある人に優しい住まいの整備等、快適な生活環境を整え、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくため、福祉的なまちづくりを推進します。

また、鉄道やバス路線等の公共交通機関は、障がいのある人の行動範囲を広げる大切な移動手段であるため、利用しやすい環境整備を働きかけていきます。



参考資料

1 策定体制

富田林市障害者施策推進協議会条例

昭和52年条例第36号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、本市に富田林市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障害者
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

(会長)

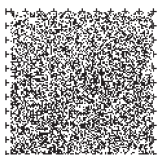
第4条 協議会に会長及び副会長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

(費用弁償)

第5条 委員の費用弁償は、富田林市職員旅費支給条例(昭和52年条例第5号)に準じて支給する。



（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年条例第24号）

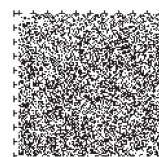
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第17号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に規定する政令で定める日から施行する。



富田林市要綱第15号

富田林市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び富田林市相談支援事業実施要綱（令和3年富田林市要綱第47号。以下「相談支援事業実施要綱」という。）第9条の規定に基づき設置する富田林市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の障がい福祉に関する包括的かつ予防的なシステム作りに関する事。
- (2) 相談支援事業実施要綱第4条に規定する事業の適切な運営に対する評価に関する事。
- (3) 地域の社会資源の活用方法や開発についての検討に関する事。
- (4) 障がい福祉計画等の策定及び進捗状況等に関する検討、評価に関する事。
- (5) 障がい者等の生活支援に係る困難な事例への対応のあり方に関する事。

(協議会)

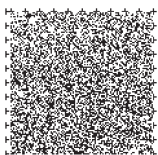
第3条 協議会は、代表者会議、実務担当者会議及び事例検討会議で構成する。

2 代表者会議は総括的な事項を、実務担当者会議は具体的な事項を、事例検討会議は地域支援力の向上に関する事項等をそれぞれ担当する。

(代表者会議の構成)

第4条 代表者会議の委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命した者で構成する。

- (1) 障がい者等及びその家族
- (2) 委託相談支援事業者
- (3) 障がい福祉サービス事業者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 教育・保育関係者
- (6) 就労・雇用関係者



- (7) 権利擁護関係者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 学識経験者
- (10) 市の職員
- (11) その他市長が必要と認める者

(代表者会議の会長及び副会長)

第5条 代表者会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を招集し、及び会議の議長となる。
- 4 副会長は会長が指名し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(代表者会議の開催)

第6条 代表者会の開催は、原則として年2回とし、会長は必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(代表者会議の委員の任期)

第7条 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(実務担当学会議)

第8条 実務担当学会議の構成員は、第4条各号に掲げる者の中から、実務担当者で構成する。

- 2 実務担当学会議の開催は、原則として年6回とし、相談支援事業実施要綱第4条第1項第3号に規定する障がい者基幹相談支援センター事業機能強化事業の実施について同要綱第3条第2項の規定により委託を受けた事業者が招集し、主宰する。

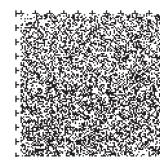
(部会の設置)

第9条 協議会は、必要に応じて個別課題を整理、検討するために部会を設置することができる。

- 2 部会の構成及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(事例検討会議)

第10条 事例検討会議の構成員は、第4条各号に掲げる者の中から、実務担当者で構成する。



- 2 事例検討会議の開催は、原則として年6回とし、相談支援事業実施要綱第4条第1項第1号に規定する障がい者相談支援事業及び同項第2号に規定する障がい者基幹相談支援センター事業の実施について同要綱第3条第2項の規定により委託を受けた事業者が招集し、主宰する。

(守秘義務)

- 第11条 協議会の構成員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第12条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮り、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に開催する代表者会議は、第5条第3項の規定に関わらず、福祉事務所長が招集する。

附 則（平成21年要綱第28号）

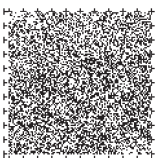
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年要綱第23号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年要綱第39号）

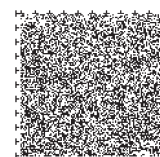
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。



富田林市障害者施策推進協議会委員名簿

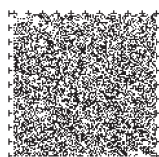
(敬称略)

選出区分	氏 名	所属・役職	備考
市議会議員 (1号委員)	高山 裕次	市議会 建設厚生常任委員会 委員長	令和5年 5月31日まで
	村山 理恵	市議会 建設厚生常任委員会 委員長	令和5年 6月1日から
識見を 有する者 (2号委員)	児嶋 晃	富田林医師会 副会長	
	宋 連玉	富田林歯科医師会 副会長	
	新里 恵美	富田林市社会福祉協議会 副会長	
	梅澤 憲文	富田林市民生委員児童委員協議会 副会長	令和5年 5月31日まで
	寺井 園子	富田林市民生委員児童委員協議会 会計	令和5年 6月1日から
	藏田 和子	富田林人権擁護委員協議会富田林市地区委員会 委員	
関係行政 機関の職員 (3号委員)	橋本 弘子	大阪府富田林保健所 地域保健課長	
	山口 慶子	河内長野公共職業安定所 所長	令和5年 5月31日まで
	立石 暁郎	河内長野公共職業安定所 所長	令和5年 6月1日から
	笠松 淳子	富田林市立高辺台小学校 校長	令和5年 10月31日まで
	野呂 耕一	富田林市立伏山台小学校 校長	令和5年 11月1日から
障害者 (4号委員)	飯田 昭夫	富田林市身体障害者福祉協会 会長	令和5年 5月31日まで
	林 守	富田林市身体障害者福祉協会 会長	令和5年 6月1日から
	宮崎 幸美	前 富田林市心身障害児(者)父母の会 会長	
	佐野 朋慶	富田林ほっこり会 理事長	令和5年 5月31日まで
	松坂 正治	富田林ほっこり会 理事	令和5年 6月1日から
障害者の福祉 に関する事業 に従事する者 (5号委員)	宮脇 章二郎	大阪府障害者福祉事業団 法人事務局 事務局長	
	的場 政一	四天王寺福祉事業団 法人本部 部長	
オブザーバー	菅 玲子	大阪府富田林子ども家庭センター 育成支援課 課長補佐	



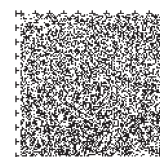
2 計画の策定経過

日 程	内 容
令和4年11月17日	富田林市障がい者施策推進協議会（1回目）
令和5年7月 ～令和5年8月	障がい者（児）に対するアンケート調査
令和5年8月 ～令和5年9月	障がい者団体ヒアリング調査
令和5年10月5日	富田林市障がい者施策推進協議会（2回目）
令和5年11月9日	富田林市障がい者施策推進協議会（3回目）
令和6年1月4日 ～令和6年2月5日	パブリックコメント
令和6年2月8日	富田林市障がい者地域自立支援協議会 代表者会議
令和6年2月15日	富田林市障がい者施策推進協議会（4回目）

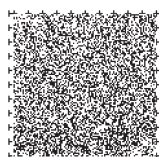


3 用語の解説

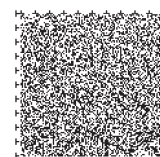
あ 行	
I C T	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。福祉分野において、コンピュータやインターネット等の活用により、生産性向上や業務改善、より適切なサービスの提供等の効果が期待されている。
医療的ケア	医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医行為。
インクルージョン (inclusion)	教育や福祉の分野等において、障がいがあることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わりあい、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。
か 行	
基幹相談支援センター	障害者総合支援法において位置づけられ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務、障がい者虐待防止の業務、自発的活動の支援業務、住宅入居等の支援及び成年後見制度の利用支援などの業務を行う。
強度行動障がい	他害行為や自傷行為、物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が通常考えられない頻度と形式で出現している状態で、特別な支援が必要な状態のこと。
権利擁護	障がいのある人や入院患者をはじめ、自己の権利や支援のニーズを表明することが困難な人に代わって、支援者が代理・代弁することでその権利やニーズの獲得を行うこと。
高次脳機能障がい	一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がいなどにより脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいにより、日常生活に制限がある状態のこと
合理的配慮	障がい者が均等な機会を享受できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて、周辺環境の修正・調整を行うこと。障害者差別解消法において、国や自治体、民間事業者のすべてに合理的配慮の提供義務が課せられている。



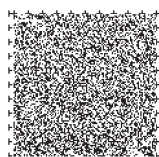
さ 行	
支援学校	障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。
障がい支援区分	障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分Ⅰから区分Ⅵまでの６段階で認定される。障がい福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。
身体障がい者手帳	身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障がい者手帳の等級は重度からⅠ級～Ⅵ級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に分けられる。
精神障がい者保健福祉手帳	障がいのある本人の申請に基づき、居住地または現在地を管轄する市町村を経由して、都道府県知事より交付される。手帳の取得により福祉サービスの利用や各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障がいのある人のケアにも応用したもの。
成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。



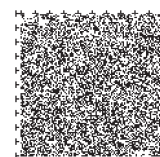
た 行	
地域共生社会	制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と資源とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。
地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、居住支援のための機能（相談、一人暮らし等の体験の機会、緊急時の受入れや対応、専門的人材の確保等、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいう。
な 行	
内部障がい	身体障がいの一種類で、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、免疫機能障がいとその障がい範囲。
は 行	
8050問題 (ハチマルゴーマル)	一般的には高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態のことを指すが、本計画においては、狭義の意味として、主な支援者である親が80代で介護保険サービス等の利用が必要となり、同居する障がいのある人が、50代となった世帯を指す。
発達障がい	発達障害者支援法で、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」（第2条）と定義される。
バリアフリー (barrier free)	住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
ピアサポート (peer support)	同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（英語で「peer」）が、体験を語り合い、回復をめざす取組。アルコールや薬物中毒の自助グループ、がんなどの患者やその家族、教育現場など、さまざまな分野に広がっている。

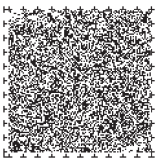


ペアレントトレーニング (Parent Training)	保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を踏まえた褒め方や関わり方を学び、子どもの発達促進や行動の改善を目標とするもの。
ペアレントプログラム (Parent Program)	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。
ペアレントメンター (Parent Mentor)	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
ボランティア (volunteer)	個人が自発的に決意・選択し、人間の持っている潜在的能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動そのものや活動している人のこと。自発性（自立性）・無償性（非営利性）・公共性（公益性）・先駆性（開発性）などを特徴とする。ただし、非営利的有償サービスへの参加なども含められるようになり、より多義的なものとなっている。
ま 行	
面的整備	地域生活支援拠点の整備にあたって、1つの多機能型施設の設置による拠点整備の形を取らず、地域の複数のサービス事業所、相談支援事業所など関係機関が分担して機能を担い、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を構築すること。
や 行	
ユニバーサルデザイン (universal design)	年齢、性別や障がいの有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。「バリアフリー」が特定の障壁（バリア）を解消することであるのに対して、対象を限定するのではなく初めからすべての人に使いやすくするという、バリアフリーから一歩進んだ発想。
ら 行	
ライフステージ (life stage)	人の一生を幼年期から老年期までのいくつかに分けた段階。それぞれの段階において生じる生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されている。
療育	障がいのある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにすることを目的に行う、日常生活における基本的動作や集団生活に適應するための指導及び訓練や、自立生活に必要な知識技能の付与または治療を指す。



療育手帳	本人またはその保護者が居住地の福祉事務所に申請し、子ども家庭センターまたは知的障がい者更生相談所において知的障がいであるとの判定に基づいて都道府県知事により交付される。特別児童扶養手当の受給や税の減免などの諸制度の利用や、一貫した指導、相談、援護などを受ける際に活用される。
------	---



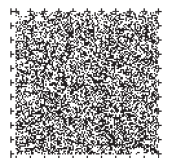


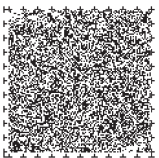
第7期富田林市障がい福祉計画
第3期富田林市障がい児福祉計画



発行 令和6年3月

編集 富田林市子育て福祉部 障がい福祉課
〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号







SDGs 未来都市
富田林
ACT FOR 2030

